

令和元年第3回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 令和元年9月24日（火）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和元年9月24日（火） 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和元年9月24日（火） 午後3時56分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	山 田 顕 人
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 2番 成澤五郎 8番 山田顕人

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副 町	長	大野 樹
総務企画課長		小田島伸二
生活福祉課長		鳴海英人
生活福祉課主幹		永田吉雄
税務会計課長		佐藤辰治
産業振興課長兼 ものづくり推進係長		西野俊一
まちづくり政策室長		三原 知 明
建設水道課長		佐藤和人
教 育 長		本間茂裕
学校教育課長		帰山亮一
社会教育課長		松本泰行
知内高等学校事務長		長谷川将之
学校給食センター長		(帰山亮一)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 永 茂
議事係長	筒井俊介

令和元年第3回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和元年9月24日(火) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2番、成澤五郎君、8番、山田顕人君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委員会報告 第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査中間報告について (委員長報告)
第 8		追跡質問
第 9		一般質問
第10	議案第 1号	知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
第11	議案第 2号	知内町民体育館条例の一部を改正する条例について
第12	議案第 3号	知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について
第13	議案第 4号	平成31年度知内町一般会計補正予算(第3号)について
第14	議案第 5号	平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
第15	議案第 6号	平成31年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
第16	議案第 7号	平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
第17	議案第 8号	平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
第18	議案第 9号	平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について
第19	議案第10号	平成31年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和元年第3回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本定例会は、決算認定も予定されております。会期はいつもより長い日程となっておりますので議会運営にご協力の程、よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和元年第3回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、成澤五郎君及び8番、山田顕人君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る9月18日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和元年第3回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和元年9月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

令和元年第3回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和元年9月24日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、9月18日。出席委員、木村、成澤、松井、吉田、谷口。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、森永、筒井。2、会期について、今定例会の会期は、9月24日（火）から30日（月）までの7日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告4件、一般質問8件、議案15件、報告3件、認定7件、諮問1件、意見書案1件、議長発議1件である。5、決算審査特別委員会の設置について、認定第1号から認定第7号までの7議案は、いずれも決算認定議案であるので、一括

議題とし、提案者の説明を省略して議長及び監査委員を除いた全員による「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。6、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりであります。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおりに進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から9月30日までの7日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの7日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和元年第2回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに、町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町長（西山和夫）

おはようございます。私の方から行政報告をさせていただきます。

総務企画課ナンバー1の令和元年度防災・危機管理トップセミナーへの出席についてであ

ります。7月26日(金)札幌道庁で開催をされております。内容につきましては、北海道胆振東部地震災害検証防災対策について。また胆振東部に関する自衛隊の取組。胆振東部地震に関わる災害ボランティアセンターの対応。胆振東部地震に関わる災害対応。胆振東部地震に関わる警察活動の概要。胆振東部地震の教訓を地震津波災害対策に生かすということで、講演をいただいております。そして避難所・避難生活の質の向上を目指す減災対策の講演。そして自然災害への講演ということで、札幌気象台の課長よりされております。

行政報告二つ目が、総務企画課ナンバー2の各地区の防災訓練についてであります。

各地区で開催された防災訓練に私が出席したものと、副町長が出席したものとございます。お目通しをいただければと思います。

追加で総務企画課、台風17号から変わった低気圧の影響について報告をさせていただきます。9月23日(月)から24日(火)未明にかけて台風17号から変わった低気圧が知内町付近を通過致しました。これにより大雨警報に加え、洪水警報が発令されたところでもありますけれども、各建設水道課を中心に町内河川の巡視を開始致しました。その結果、ハマナス地区での住宅裏の外記川の水位が上昇したために、1人暮らしの高齢者が自主的にしおさい園に避難をしております。その後水位は低下しております。23日(月)9時でありますけれども、小谷石地区で降り始めた雨量が120mmを超えた為に、通行止めとなっております。これは今朝、午前5時45分に通行止め解除となりました。福島町千軒地区のアメダスでは、降り始めからの雨量が130mmを超え、知内川上流の観測地点で一時的に水防団待機水位を超える水位が観測されましたが、その後水位が低下し、現在のところ被害の報告は受けておりません。

次にまちづくり政策室ナンバー1の各関係団体による要望活動についてであります。令和2年度予算・施策に関する渡島総合開発期成会の要望活動に参加をさせていただきました。7月4日(木)札幌市、北海道開発局、北海道庁と、8月6日(火)東京都、総務省、財務省、国土交通省、農林水産省を訪れております。要望内容につきましては、別紙のとおり記載されております。お目通し宜しくお願い致します。

次にまちづくり政策室ナンバー2番の社会福祉法人江差福社会との協定の締結についてであります。8月28日(水)「知内町文化交流センター」を活用した障がい者就労支援施設等の設置に向け、社会福祉法人江差福社会と町が協定を締結致しました。出席者はお目通しをいただきたいと思っております。

次に生活福祉課ナンバー1、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。発議案第1号でありますけれども、議席の指定ということで1番に斉藤氏、2番に伊藤氏がそれぞれついております。同意第1号に関しては、監査委員の選任ということで、高橋氏を原案通り同意されました。

次に生活福祉課2番でありますけれども、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和元年第1回臨時会開催を7月30日(火)に開催をされております。報告第1号から第3号まで専決処分を含めて報告承認されたものであります。議案第1号に関しては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について原案通り可決をされております。議案第2号から議案第4号に関しては、渡島西部広域事務組合のそれぞれの条例の一部改正を原案通り可決したものでございます。議案第5号については、令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について、歳入歳出それぞれ110万6千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を15億6,027万円とするものです。議案第6号については、松前消防署消防作業車購入契約の締結について、880万円で契約をされております。

次に生活福祉課3番でありますけれども、渡島西部広域事務組合の動向について。議案第7号、木古内消防署高規格救急自動車機装・資機材購入契約の締結についてであります。契約金については、2,422万2,088円であります。令和元年度第2回定例会開催、9月6日（金）に開催されたものであります。選挙第1号ということで、議長の選挙について指名推薦により溝部幸基氏が議長に選任をされております。認定第1号で、平成30年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてでありますけれども、歳入決算額15億5,541万6,213円、歳出決算額15億4,301万7,886円、歳入歳出それぞれ差引1,239万8,327円と原案通り可決されたものであります。議案第1号については、令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出それぞれ966万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,993万9千円とするものです。原案通り以上可決されました。

次に産業振興課、台風による被害についてであります。去る8月16日（金）の台風10号により、次の被害が発生致しました。農業用ビニールハウス1棟、一部破損の被害、被害額1万8千円でございます。行政報告を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委員長（吉田峰一）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

令和元年度における総務文教常任委員会所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和元年9月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

令和元年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年9月24日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、吉田峰一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和元年7月16日（火）（1日間）。2、調査委員、委員長、吉田峰一、副委員長、花井泰子、委員、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、笠松悦子、委員、松井

盛泰、委員、木村一、委員、山田顕人、委員、谷口康之。3、欠席委員、なし。4、説明員、本間教育長、帰山学校教育課長、長谷川高等学校事務長。5、事務局員、森永事務局長、筒井係長。6、調査事項、知内高校の生徒募集活動について。

7、調査意見

知内高校は全日制普通科2間口で、学校教育目標の実現のために明確な学校経営ビジョンを定め、渡島西部の拠点校として家庭や地域の期待と信頼に応える学校を目指し運営されている。

平成30年度の進路実績は国公立大学や私立大、専門学校等への進学が47%を占め、残りの53%が就職となっており、各年度で多少の変動はあるものの、進学と就職の割合はおおよそ半々で推移をしている。

進路の半数を占める進学先の傾向としては、以前は専門学校への進学が約7割を占めていたが、インターネットで予備校授業を受講することができるアカデミック講習等の導入成果から、ここ数年は進学の半数以上が四年制大学等へと進学をしている。さらには学業に加えて、多種多様な部活動も盛んに活動をしており、伝統のある野球部や吹奏楽部をはじめ、それぞれが、個々の目標に向かって日々の練習に励んでいる。

そのような状況の中、令和元年7月1日現在の在籍生徒数は163名（男101名、女62名）となっており、野球部員の入学が多いことから、男子生徒の比率が高い状況にあり、今後は女子生徒の募集に向けた魅力発信も必要なことと考える。

また、入学者の出身中学校を見ると、地元知内中からの入学が62名（38%）、町外の中学校からの入学が101名（62%）の在籍となっており、町外からの入学者が増加、知内中からの入学者は減少の傾向にある。

生徒募集活動に関しては、平成30年度からは通学区域規則の変更により日本全国各地から生徒を募集しており、町の多様な助成制度（通学費、検定・模試受講料、大会等への遠征費、海外見学旅行、海外短期留学、民間下宿費用等への助成）のPRにより積極的な生徒募集を行い、北海道外では愛知県、沖縄県から2名の生徒が在籍するなど一定の努力が伺えるが、今後も引き続き魅力の一つである海外見学旅行や海外短期留学といった制度を十分にアピールしながら、近年、入学者が減少の傾向にある知内中学校との連携を一段と深め、進学先として選択されないことの分析を含めたアンケート調査の実施など、より一層の生徒募集対策を講じていただきたいと考える。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査中間報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査中間報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、松井盛泰君。

◎ 委員長（松井盛泰）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査中間報告について。

令和元年度における経済民生常任委員会所管事務調査において調査中の「ものづくり産業振興事業（ものづくり支援）の現状について」について、別紙のとおり中間報告する。

令和元年9月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査中間報告について、朗読をもって説明させていただきます。

令和元年度における経済民生常任委員会所管事務調査において調査中の「ものづくり産業振興事業（ものづくり支援）の現状について」について、別紙のとおり会議規則第47条第2項の規定により中間報告致します。

令和元年9月24日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、松井盛泰。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和元年7月17日（水）（1日間）。2、調査委員、委員長、松井盛泰、副委員長、笠松悦子、委員、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、木村一、委員、吉田峰一、委員、花井泰子、委員、山田顕人、委員、谷口康之。3、欠席委員、なし。4、説明員、大野副町長、西野産業振興課長、三原まちづくり政策室長、赤松商工観光係長、大谷まちづくり政策係長。5、事務局員、森永事務局長、筒井係長。6、調査事項、ものづくり産業振興事業（ものづくり支援）の現状について。

7、調査意見（中間報告）

「ものづくり支援（新分野進出・規模拡大等支援事業）」は、新分野進出などものづくり産業等の振興が図られる事業であるほか、地域振興、雇用及び事業の発展性が期待される事業に支援する制度でございます。

事業の大きな特徴としては、原則として新規雇用（新たに契約期間の定めのない雇用）を採択要件として定められているところでございます。

補助率及び補助上限額は、平成30年度までは、補助率10分の8、補助上限額5,000万円、令和元年度からは、補助率10分の5、補助上限額3,000万円となっています。

昨年までの補助実績は、平成28年度については、4事業者（体）に対し1億2,613万円、平成29年度においては3事業者に対し6,673万円、合計で7事業者（体）に対し、1億9,286万円の補助金を支出しています。

事後評価のため事業完了の翌年度から3年間は、事業成果目標に対する達成状況を町に報告することとなっていますが、昨年度までの達成状況については、まだ、計画途中の年度であるものの、9事業者（事業1件については3事業者の連携事業体）のうち、達成率90%を超える事業者が6事業者となっている一方、達成率が極めて低い事業者がある状況となっている。事業費2,500万円を超える事業については、中小企業診断士による経営診断を義務付けているものの、「ものづくり産業振興事業審査委員会」における審査段階において、見通しの甘さがなかったかが心配されるところであります。

3事業者の連携体事業については、原料の生産者である第1次の事業者では、達成率が100%を大きく超えているものの、原料加工する第2次の事業者、最終的に製品を製造する第3次の事業者へと移るに従い達成率が漸減している状況にあることから、連携事業体であ

ることの意義及び狙いが達成されるよう、町としても事業者に対して十分に指導・助言をしていただきたい。

また、ある事業者においては、職員の確保が難しかったため132日間の閉店となったことから、事業完了から2年目の達成率が極めて低い状況となった。町としても事業者に対する指導を強化し、改善計画を提出させるなどの対応をしていただきたい。

なお、今回の調査は、上記の事業2件における町及び事業者の対応について回答があるまで、継続審議とすることと致しました。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査中間報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

2番、成澤君。

◎ 2番（成澤五郎）

今年3月、第1回目の定例会にて、私は『防災士の各町内の自主防災組織への配置について』質問を致しました。半年が経ち大変重要ですので、追跡質問をさせていただきます。奇しくも本日は46年前、昭和48年、1973年9月24日、本町の小谷石地区が時の集中豪雨の鉄砲水で死者4名、行方不明者4名の尊い命が失われた大災害が発生したその日でもあります。46年経ったとはいえ、その光景は関係者にはまざまざと蘇ってくるものかと推測します。その恐ろしさ、無念さは忘れることはないと思います。改めて犠牲者の方々、哀悼の意を表したいと思います。と共に、二度とあのような悲惨さを味わうことはしない、このように強く誓い合いたいと思います。さて、前回の質問に対して町長の答弁は次のようなものでした。3点ほど、かいつまんで申し上げます。その一つは、議員ご指摘のとおり、防災訓練をより効果的なものとするとともに、いざ災害が発生した際の対応に向け、防災に関する専門的な人材の育成・配置が大切と考えます。2点目は、知内町でも防災の専門人材を育成していく必要があります。その手段として防災士の資格取得助成は有効な選択肢であると考えます。3つ目、今後は、防災士や地域防災マスターに加え、消防OBや消防団の方々など、日頃から各地域で防災活動に対するご指導ご協力をいただいている方々も含め、地域の実情に即した幅広い防災人材の育成やスキルアップに向けた施策の検討を急ぎたいと考えます。このようにございました。私はこの今、紹介した3点の文脈からしますと、町長と私が考えている防災士の各防災自主組織への配置というのは、まさに必要性、緊急性を共有しているのではないかと、このように理解致しますが如何でしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

まず、小谷石災害、昭和48年、犠牲者白旗消防長始め4名の方、そして行方不明者4名

の方ということで9月24日、まさしく今日だと。それで慰霊の方には朝、早々花束を添えて拝ませさせていただきましたけども、知内町にあってもこのような甚大な被害に遭わないように今、進めなければならぬだろうと思っております。それで今、成澤議員より質問をいただきました防災士の関係でありますけれども、28年度より防災士の合格基準率というんですか、防災士の。資格習得にあたって基準が引上げられました。2018年度からです。今までの試験方法であれば7割、21問それを8割、24問ということで、合格基準を引上げるということで、防災士としての質を向上させるという意味合いでそうしたところだそうであります。それでうちの消防士にも1名受けた方がおります。それである程度知識の消防士でありますので、何とか乗り切ったそうでありますけれども。一般の方が行って、果たしてどうなのかというところは、大変危惧があるということでもあります。それでその後、現在消防士になる基準というのがありまして、防災士。防災士の資格ということで消防団、消防士資格を有している方、そしてまたは消防団のですね、分団長以上の階級者であれば講習特別免除ということで、書類申請だけで受けられるということに今、なってるそうであります。その基準に合った方々が消防署の中で消防士長13名、そして現在消防OBの方も13名おります。そして消防団、分団長ということで6分団ありますので、その方々がこの要綱で書類申請のみで防災士の資格を取得出来るということでもありますので、この辺を今、強化すべきことで進めさせていただいております。現在、消防OBの方、1名に関してはもう書類申請、協力するよということで、承認をいただいておりますので書類申請すれば防災士の資格が取得出来るような状況にあります。以上のように、今、それぞれOB、消防団の分団長含めて今、防災士の資格取得にですね、協力していただければそれ相当の人数になるだろうと思っておりますので、その方々に有効に活躍していただけて町としてもその方々に支援をしていきたいと考えているところであります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

大変ありがとうございます。いろいろな有資格、受験するには資格の件とか様々な経験を経た人達はその有資格者であり、いわば受験の対象者になり得るということもよくわかりました。それで課題は沢山あるかと思えます。まずは一人でも、一人は消防の方が取得されたということですから他の方、加えて二人でも三人でも、この防災士の資格を取って大いに町内のいざという時のリーダーシップを発揮していただくようお願いしたいと思います。なんと言っても日頃の訓練が私は大事かと思えます。先ほど町長の行政報告の中にも、防災訓練町内各13の自主防災組織の訓練の報告がなされておりました。この中で、特にこの点は有意義だったな、目新しい訓練だったなというようなことがありましたら、二、三あげていただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ちょっと待ってください。

成澤議員、追跡質問はあくまでも一般質問した範囲内です。防災士に関することで宜しいんですけども。その他のことについては、ご遠慮いただきたいと思います。

◎ 2 番 (成澤五郎)

わかりました。どうもありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、成澤五郎君の追跡質問を終わります。

他に追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

順次、発言を許します。

まず始めに、2番、成澤五郎君。

◎ 2 番（成澤五郎）

それでは質問事項申し上げます。『非行や犯罪の予防、再犯防止に対する町の取組みについて』質問の趣旨でございます。

都市部では、連日のように犯罪や事件が多発し、テレビや新聞を賑わし、不安感が拡散しています。その背景には、利害の対立や人間関係の希薄化が言われていますが、動機や因果関係の不明な事件まで様々です。

最近の本町では、幸いそのような出来事は無く、安全・安心な町と自負しておりますが、将来に亘ってこれを維持していくために、引き続きどう非行や犯罪を予防して行くか、町長の所見、また教育長の考え方をお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

2番、成澤五郎君。

◎ 2 番（成澤五郎）

失礼しました。また、特に都市部で顕著になっている、罪を犯した者の再犯率の上昇に対し、国が平成28年12月に「再犯防止推進法」を施行し、各自治体に「地方再犯防止計画」の作成を促し、再犯率の上昇を抑え込む方針を指示したと承知していますが、その進捗状況についても合わせてお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

成澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

犯罪の発生を未然に防止し、「明るく住みよい町」を目標に町内会長、生活安全推進員、民生委員、金融機関、各学校長等の関係機関で組織する知内町防犯協会により、木古内警察署と連携をしながら、防犯パトロールの実施や地域安全ニュースの発行、地域安全街頭啓発運動などを通して盗犯予防活動、青少年の健全育成と非行防止活動、地域・家庭に根ざした防

犯活動、高齢者に対する防犯活動を柱に地域住民の方々に啓発を行っているところであります。

また、保護司会の皆様にも「社会を明るくする運動」や日頃の熱心な活動を通じて、犯罪の予防に関する啓蒙に努めていただいております。

今後とも知内町防犯協会や保護司会の協力をいただきながら、様々な活動を展開し、非行や犯罪の予防、犯罪や事件・事故に合わないための防犯意識の高揚に努めて、安全・安心な町を維持したいと考えております。

質問の地方再犯防止計画の進捗状況ですが、全国的に見ると策定済みは平成31年3月末現在で47都道府県の内17府県、政令指定都市20市では皆無という状況であり、地方自治体においてはまだまだ計画の概要すら浸透していないのが現状であります。

計画策定にあたっては、国、北海道等の関係機関との連携や情報交換も必要であることから、今後は北海道の計画策定を待つて検討する方向で考えております。よろしくご願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。

近年、少年の非行・犯罪におきましては、薬物乱用や性的被害の大幅な増加、とりわけ再犯率の上昇等、極めて憂慮すべき状況にあります。そのため、国・自治体・地域が一体となった非行・犯罪の予防、また再犯防止の取組を進めることが重要であると考えております。

本町では子どもたちの健全育成を目指し、様々な体験活動、また道徳の授業等を通じて社会性、規範意識を育て、豊かな人間性の基本を育てることとしましては、挨拶運動等に取り組んでいるところでございます。また、学校におきましては専門的職員でありますスクールカウンセラー等を交えた教育相談体制を整え、日常的に家庭と連携を図り、また児童・生徒・保護者の悩み・不安に寄り添った対応に努めているところであります。

平成28年度の法務省調査によりますれば、少年院入院者の4割弱が残念なことに高等学校の中途退学者であるということが明らかになっております。町立高校におきましても、今後もきめ細やかな学習指導、また生徒理解等に努め、予防・開発的な生徒指導を推進して参りたいと考えております。

併せて、町内全校がコミュニティ・スクールであることの利点を生かしながら、知内町の防犯協会、あるいは知内町の青少年育成町民会議と連携し、引き続き地域・家庭・学校・行政が一体となって、子どもたちを見守り育てていきたいと考えております。

また、再犯防止に向けた取組につきましては、更正保護を担っておられる保護司会の皆様の活動を軸に、関係機関と連携を図りながら、自身の更正を目指す人の立ち直りを地域の力で支えていくことが犯罪と非行のない社会づくりに必要であると考えております。全国的な運動として推進されております「社会を明るくする運動」への参画を通じ、学校教育・社会教育の両面から、地域社会の機運の盛り上がりにも努めて参りたい、そのように考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

只今、町長、教育長から、犯罪や非行の無い現在の町の取り組みの話を伺いました。大変ありがとうございました。町長よりは、現在の安全・安心のためには町内会の役員さん、生活安全推進員、民生委員さん等々の地道な活動、また地域関係機関で組織する防犯協会の協力等の紹介。教育長からは、学校やPTA関係者の努力、また教育相談体制の充実、家庭とのきめ細かな連携等々、児童・生徒に寄り添った指導・学習をしている、こういう紹介。またお二人の答弁から、今の安全・安心があるのは、まさに地域と一体で取り組んできたこのことが良く分かったところであります。私は、これらの地味で、また地道な活動をしてこられた関係者の皆様に改めて敬意を称したいと思います。そこで、西山町長、本間教育長へ提案になりますが、平素これらの関係者の活動というのは裏方で個々に行われておりまして、町民の皆さんにはあまり知られることがありません。関係者同士が一同に介し、懇談出来る機会があれば、横の連帯が生まれ、更に有機的な活動が期待出来るものと考えますが、如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

町民への周知、そして幅広く理解していただくために懇談ということ提案出来ないかということなんですけども。今、それぞれの担当の団体で防犯協会始め、いろいろ活動されております。たぶん、言われているのは団体の交流というのか、それともその方々が一緒になって町民へのまたいろんな啓発をされていくのか、もう一度その辺詳しく説明していただければありがたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

そうですね、各団体・各組織が個々に活動しているので、何年に一度でもこの横断的な、そういった個々の活動を紹介し、理解し合えるような、そういった懇談の場を考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

知内町と木古内町と連携の中で、交通安全と防犯協会の大会があるんですよね。その中で町民も参加するということで、動きは、全体の動きとすればあるんだろうと思いますけれども、ただ言われているのは、要するに知内町内でそういう団体を合わせて、それぞれ啓発活動が出来ないかという提案だと思いますので、その辺はいろいろ内部で調整して各団体の理解も得なければなりませんので、それはそれでちょっともう少し時間をいただいて取り組みたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。実は9月30日にですね、木古内町で「安全・安心まちづくり住民大会」というのがございまして、それは木古内と知内交互に毎年行っております。そこに防犯関係に関わる方々にも案内を差し上げて、住民みんなですね、地域の安全を考えるという活動をしております。また防犯協会の中にですね、人権擁護委員さんだとか防犯に関する町内会、他の方々も入っておりますので、そういったところで打合わせというか懇談の場を設けることは可能だと考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

ご質問の件につきまして、お答えを申し上げます。先ほど答弁の中にございました青少年町民育成会議という組織がございます。私どもの方で委嘱をしている団体でございますけれども、そちらの方にも保護司会の方はですね、参加していただいておりますので、是非、青少年町民育成会議も活用していただいております。更に事業の充実を図っていただきたいと思っております。それから、去る9月13日から中央公民館のロビーで、第46回の道南地方中学生社明標語入りポスター展を開催していただきました。「社会を明るくする運動」の一環としてですね、関係の皆様御尽力で開催された事業でございます。ご来場の皆様からは生徒さん達の作品にですね、大変心温まる感想が沢山届けられたと伺っております。私どもも、こうした事業ですね、後押しが出来るよう、また広報活動に努めて参りたいとそうように考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、成澤君。

◎ 2 番（成澤五郎）

ありがとうございます。毎年、7月というのは法務省が提唱する「社会を明るくする運動」の強化月間でございます。この運動は昭和24年から始まり、非行や犯罪予防、誤って罪を犯した人達への更正・立ち直り・社会復帰をさせ、結果的に「社会を明るくする運動」として全国展開し、今年で70年を迎えます。この月間の冒頭、総理大臣より各市町村に運動の趣旨を伝える総理大臣メッセージの伝達式が行われておまして、知内町でも今年7月3日、役場前にて西山町長が実行委員長となり盛大に挙行されましたが、町民にはあまり知られておりません。この席上で西山町長のこの町から非行や犯罪を出してなるものか、こういう烈々たる決意が伝わり私は大変感動致しました。特に多感な世代である中学生と高校生の非行や犯罪に立ち向かう決意、これはとても頼もしく町民の一人として誇らしく感じた次第です。そこで、この伝達式の実行委員長である西山町長に提案ですが、来年からこの伝達式に一部の関係者のみならず、町民にも自由に参加・傍聴出来る開かれた伝達式にすべきと考えますが、西山町長が標榜する見える化に寄与するとも考えますので、ご正見を伺えればと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

確かに総理大臣と北海道のメッセージをいただいて、それに基づいて我々も一生懸命啓発

運動をさせていただくという伝達式でありますけれども、今、成澤議員から提案あった一部の関係者だけではなく、町民全体周知して全体の中でそういう伝達式を行いながら、またそういう再犯防止等の防止活動に役立ててはということでもありますので、それは出来るという、周知は出来るということでもありますので、周知をさせていただきながら、どういう形になるか検討させていただいて、来年度に向けて実行出来ればと考えております。ただ、犯罪いろいろ再犯防止ありますし、どう居場所を確保するか、そして相談相手を確保するか、やはりそうした人間関係が希薄であればどうしてもまた再犯に繋がってしまうということで、「おかえり」という挨拶の場で、「おかえり」という魔法の言葉ってありますけれども、そういう言葉を掛けることによって自分の居場所が確保されるということで、再犯防止にも繋がるといって大々的に奨励している言葉でありますので、そうした犯罪者の居場所の確保というのが、一番寄り添う場所があるというのは、やはり人間にとっても一番大切なことでもありますので、それらに向けて取り組みたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

ありがとうございました。先ほどの質問の、後半の部分に入りたいと思います。この「地方再犯防止推進計画」、この策定に、進捗は他の自治体の進み具合、また情報、動向を見て検討したいとお答えでした。この法律は、更正保護活動というこれまで国と一部の民間ボランティアの力を借りて進めてきたところですが、その刑に服して社会に出たこの方達が再犯するその率は50%に近い。こういうことから国と一部ボランティアだけでは難しい。こういうことでの地方自治体への呼びかけ、参加ということになったと聞いております。計画の、この策定期間は5年間ですので、今、知内町としてもじっくりと情報を集めながら、知内町に相応しい計画になるようにという答弁は納得致します。

最後に、教育長にお伺いします。先ほども触れていただきましたが、先月の14日から一週間、中央公民館で道南地方中学生の「社会を明るくする運動」標語入りポスター展が開催されて、大変好評でございました。その中で、この函館を含む渡島・檜山地方の中学生全校が対象となっている募集作品の中で、60点が入選という形で、今回、その60点が各主要町を、巡回展をしている。それが先月の14日から一週間、知内町でもございました。その函館を含めた渡島・檜山全中学校の応募の中で、60点が入選した訳ですけど。その60点の中になんと知内中学生が一割の6名入選し、更にその6名の中の、60点の中から、15点が優秀賞として表彰された訳ですけども。15点の中の5名が知内中学生でした。更に最優秀賞の1人も知内中学校。こういうことを考えますと、本当にこの理解して、そして絵にして人々に訴えるこの物をですね、製作していただいたということで私達も大変感銘を受けたところです。教育長も鑑賞されましたので、その感想と生徒へのメッセージがあれば、伺えればと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

今、お話いただきました社明標語入りポスター展、私も鑑賞させていただきました。賞の別はともかく、その展示されていた作品の一点一点からですね、人間性の尊重であるとか、

それから人間が持っている未来への可能性であるとか、あるいは人と人との結びつき・繋がりの大切さ、そういったものを中学生の皆さんが切々と訴えていたというふうに感じております。それから、知内中学校の生徒の作品が大変高い評価を今回も受けております。大変喜ばしいことではありますが、先ほどご紹介の7月のメッセージ伝達式の際に、例年、中学生と高校生の代表生徒が、学校生活を通じて、いじめや犯罪のない社会づくりに努めたいという宣誓を行っております。そういった教育的な風土が、きっとそうした作品の作製にも繋がっているというふうに感じております。私どももですね、こうした尊い活動をまた支えて参りたいとそうように考えております。

◎ 2 番 (成澤五郎)

ありがとうございました。以上で終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ここで、暫時休憩致します。

再開は、10時55分と致します。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時55分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

一般質問であります。

次に8番、山田顕人君。

◎ 8 番 (山田顕人)

8番議員の山田です。よろしくお願い致します。質問事項として、『安心・安全な町づくりについて』ということで、ご質問させていただきます。

今年度の町行政執行方針の中に、「安心・安全な暮らしの基盤づくり」という事を掲げておりました。町民一人ひとりの防災意識向上や知内川への防災用カメラの設置対応などの他に、避難施設の見直しや、資機材の配置・配備を早急に検討するとの事でありました。

何か災害が起きますと、その避難所までいち早く一時避難をする事になりますが、そこまでの道路が整備されていなければ、迅速に避難できないものと考えられます。そこで、避難道の整備や見直しについて早急に検討する必要があるものと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

また、各町内会において防災訓練を行っておりますが、町全体で行う事により、避難場所、そして避難道やその他の問題点について、より効果的に把握できるものと思われましても、そこで一年に一度、町全体で防災訓練を行っては如何と思われましても、町長のお考えをお伺い致します。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。現在示されている津波のシミュレーションでは、津波の到達予測時間の内、影響開始が地震発生後48分、第1波の到達予測時間が76分と想定されております。平成23年3月11日の東日本大震災では、町内の漁港で大きな潮位の変化を観測したのは、地震発生後約5時間を経過した午後8時頃でした。

また、大雨による水害や土砂災害の防災情報は、今年から警戒レベル1から5までの段階に区分され、早めの避難準備や避難勧告情報で対応していく旨、町広報の9月号でもお知らせ

せしております。

災害の際に迅速かつ安全な避難に向け、避難路となる道路や橋梁の点検維持が大切であり、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら、これまで計画的に対策工事を進めておりますが、新規の避難路整備は相当の建設費や維持コストを要すること、現行道路で十分とはいえないまでも避難時間が確保されることを考え合わせると、避難路の新設は慎重な対応が必要と考えております。

また、現在12プラス、9月上旬で上雷が防災会議の組織を編成されましたので、全ての町内会で今年は5月19日のきらく町内会の防災訓練を皮切りに、既に6地区で防災訓練が実施されておりますが、各町内会の特性に応じて高層階の団地への避難訓練や、町内会館では地域の高台に実際に避難してみるなど、それぞれの実情にあった実践的で自主的な訓練が行われております。さらに9月10日には知内小学校で全学年が参加して1日防災学校が開催されており、10月には中学校で開催されるなど、各学校でも防災訓練や防災教育に積極的に取り組まれています。9月26日の「みらい大学」では、函館地方気象台職員をお招きして、「大雨に関する防災気象情報」に関する学習会が開催され、また、涌元地区とハマナス地区では隣接する地域同士での合同の避難訓練が開催されており、町内会連合会の役員研修でも、気象台や警察署、消防署の担当者による防災研修も開催されております。

このように町内各地域や組織・学校等で活発に防災訓練が実施されている中、町全体での防災訓練の開催につきましては、組織間の日程調整や訓練内容の整理上課題が多く、今少し検討する必要があると考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

まず、津波のシミュレーションなんですけれども、東日本大震災のように震源が遠ければ到達時間も遅くなるものと思われれます。日本海側には大きなプレートもありますし、函館平野にも活断層があると言われておりますので、震源に近い場所でのシミュレーションにしていればというふうに思います。そして防災訓練に至っては、各町内会や各学校が単独で実施していることは把握しております。しかしながら、単独で行うことによって避難場所や避難道が混雑することはないんですね。要は問題点が見えてこない。町全体で皆さん何かあれば、必ず皆さん何かで避難することになると思うんですけれども、避難場所が狭かったり、駐車場が狭いだとかそういう問題点いろいろとたぶん出てくると思うんです。そういうことを踏まえてですね、やはり各町内会でやっている防災訓練、その辺を一つに集約して出来ないものなのかというのが私の考えでありまして、そうしないといざ避難する時に町全体の方が避難しますよね、そういうことになるとうやはり混雑するだとか、道路が狭いだとか、駐車場が狭いだとか、そういう問題点が露わに出てくるんじゃないかということを私は思っておりますので、何とかその辺、知内の防災の日というものを一年に一度、どっか何月でもいいですから作っていただいて、その辺を各団体がその日を目指して避難訓練してもらおうというような流れになるといいのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今、上雷も組織を立ち上げましたので、13町内会全てそれぞれの実情に合わせた訓練を行っております。ただ、一斉にしないといういろいろ混雑だとか全体の動きが見えないのではという質問の中でもありますけれども、まずはその13町内会で全て災害弱者も居りますので、全てそういう方々にどう対応するかも含めて、まして津波ということになればどうしても高台に向かうという状況ありますので、それぞれ地区で避難場所も選定しておりますので、まずそこを目指してそれぞれの地区で防災訓練を続けている状況でありますので、それらの状況を把握しながら全体で可能なのかも含めて、今後課題として検討させていただければ有り難いと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

わかりました。町内、津波の時だとかは、町内に22箇所の避難場所が設定されております。やはり見てみますと、駐車場の狭い所もあるんですよ。また、そういうことも踏まえまして、本当に私的には一年に一度、全体で防災訓練が出来ればというふうに思っておりますので。そうすることによって町民の皆さんの防災意識も高まるということもありますし、いろいろな問題点や課題が出てくると思います。そこで初めて改善すべきことや整備しなければならないことが把握出来るんだらうというふうに思っておりますので、何とかそちらの方に向けて進んでいって欲しいなというふうに思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

いろいろ勉強会で、我々トップセミナーの中で勉強会、講習を受けて一番必要だというのは、自分自身、今感じているのは本部のシミュレーションがまだ自分になって体験していないということで、まず災害あった時、本部を立ち上げてどういうシミュレーションの中でどう動くか、それも重要なポイントでありますし、私も議員の中で本所の防災訓練もやれ、やれと強く言ってた方なので、まずそれらと合わせて13町内会、先ほど言われましたように災害弱者おります。自分が居ない時の災害もありますし、じゃあ2番として誰が対応するのか、その辺も町内会には今、詰めていただいて、やっているところはもう出来上がっているところもありますので、それらをシミュレーションしながらどう対応するかというのは、それぞれ町内会で密にそういう訓練をした方が活動的には即対応出来るのかなと思っておりますし、それぞれ最終的には自分の命は自分で守るという行動に繋がればということで今、一生懸命活動させていただいております。そして津波に関しては到達時間76分もありますので、まして先ほど東日本で5時間という事例お話しましたがけれども、結構時間があるんだらうと感じております。その中で混雑を避けながらどう動くかということも出来るんだらうという想定も出来ますので、その中でいろいろシミュレーションしながらそれぞれの地区でまず完璧に防災訓練が立ち上がって、住民一人残らず命を守るという行動に繋がっていただけるように、これからも避難訓練の強化をしていただきたいと思います。ただ、一番河川の氾濫について道河川はシミュレーション出ましたけれども、まだ町河川が出ておりませんので、そうした対応にも合わせてまた避難場所含めて見直しを出来ればいいと考えておりますので、その辺も考慮していただければ有り難いと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

わかりました。まず、ハザードマップがまだ出されていないということで、その辺の計画等も踏まえまして、何が一番いいのかまず自分達の命をどうやって守るのかということ踏まえながら、製作していただきたいなというふうに思います。一つ目以上で終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

次の質問なんですけれども『積立金について』ということで、ご質問させていただきます。

積立金は色々な用途のため、基金として積み立てられております。近年の残高を見ますと、平成28年度末で30億円、平成29年度末で26億9千万円、平成30年度末で25億円と減少傾向にあります。また、本年度における現在までの基金繰入金の予算額は6億5千万円、積立金の予算額1億7千万円から計算すると、本年度末の積立金残高は20億2千万円となります。

今後も毎年2億から3億円の積立金を取り崩し、一般会計や特別会計に繰入していくと、単純計算なんですけれども、7年から10年程度で積立金が底を付いてしまうことが想定されます。地方交付税も減少傾向にある中、今後、どのような手法で財源を確保していくのか、町長のお考えをお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。臨時財政対策債を含めた地方交付税の総額は、平成27年度21.3兆円から平成31年度19.4兆円と5年間で1.9兆円減少しております。国全体での地方交付税配分額の減少に加え、町の交付税においては国勢調査人口の減に対応した基準財政需要額の減少により、知内町の地方交付税は、平成27年度19億3,300万円から本年度は16億8,700万円と5年間で2億4,600万円減少しており、行政運営上必要となる一般財源が長期的に減少しております。

一方各種の公共施設や道路橋梁の維持費、事務組合の負担金等が増加しており、ご質問のとおり財源不足分を基金の繰入で賄う状況となっております。

今後は物件費の削減等、行政の更なる効率化を進め、歳出の削減に努めるとともに、歳入面でもメガソーラー発電の開始による固定資産税の増、消費税アップに対応した各種料金・手数料の改定や、ふるさと納税の増加対策に取り組みながら財源確保に努めて参ります。

歳出削減については、具体的には、物件費のマイナスシーリング5%により毎年2,700万円程度の節減、更に今後5年間で14名の定年退職が予定されており、再任用で新規の職員採用を抑制することで5年間累計2億8,900万円の人件費節減が見込まれるほか、こもれば温泉の運営を江差福祉会に担っていただくことにより、委託料が毎年2,200万円程度の節減、文化交流センターの有償売却により解体費を含めた多額の維持経費が節減できるなど、あらゆる経費節減対策を講じて、今後のまちづくりや各種の町民サービスの維持・向上のための財源を確保して参りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

人件費や資材の高騰等、公共施設の維持管理が一層厳しい状況であるのは事実ですし、地方交付税も増加することは期待出来ないと思われまます。しかしながら、先ほどお話にありましたけれども、メガソーラーの発電の固定資産税増、文化交流センターの売却とそれに伴って企業誘致に繋がっているということで明るいお話もあります。そのふるさと納税の増加対策に取り組むということもおっしゃってございましたけれども、返礼品の規制等もあり厳しい部分はあると思いますけれども、具体的にどのような対策をするのかお伺いしたいです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

具体的にどのような対策ということでもありますけれども、今、公共施設の見直しを含めてどう有効活用するか、ましてこれから必要である郷土資料館、またはきらく町内会の建替の問題もありますし、それらをどう公共施設の更新の計画変更によってやり切れるかという課題もありますので、それらを総合的に考えてこれから結論を出していきたいと思ひますし、毎年の物件費いろいろ細い部分もあるんですけども、自分になって今回、例えば一つの事例でいけば高校のカーテンレールだとかいろいろあるんですけども、それをそっくり取替えることになれば80万の予算ということが出てきたんですけども、出来るだけ暗幕のカーテンのレール異常と裂けたカーテンの交換ということでありましたので、出来るだけ辛抱して皆さんがそうして一人一人が自分のかまどのつもりで節約するということが大事になってくるだろうし、また更にこの点灯でも細いこと言ひました。節電とスイッチに貼ってあるだろうと。節電ということで皆さんがそれぞれ意識しないと、なかなか経費の節減にはならないということで細い部分から1円足りとも無駄にしないように今、職員にはそれぞれが自分のかまどのつもりで節約してくれるように指導しているところであります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長 (三原知明)

私から、ふるさと納税の関係ご説明させていただきます。ふるさと納税のですね、今後増加を図っていくために現在町の方で今、検討しているのは、紹介するサイトをですね、インターネット上のサイト、これ今、一つなんですけども、年内には二つに広げていきたいというふうに思っております。それから商品数につきましても現在76の商品を用意しているんですけども、近い内に100品目を目指してですね、商品の方も拡充していきたいというふうに考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

サイトを二つにするということは、何かサイトの中でナンバー1サイトだとか、ナンバー2サイトだとか、よく使われているサイトだとかというのがあると思ひますけども、その辺りのサイトというのは、今、二つにするというのはどの程度の、どの辺りのサイトなんで

しょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長 (三原知明)

ご説明致します。現在検討しているのはですね、楽天ですね。楽天を活用したサイト、楽天が運営しているサイトを新しく導入したいというふうに考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

大変良いサイトだと思います。ふるさと納税に関してはですね、使い道も規制されるんですけども、地場の特産品の返礼品になるので地場産業の発展にも繋がると思っていますので、是非とも強化していただきたいというふうに思います。そしてまた、ふるさと納税をたくさん寄付してもらうためには、鈴木直道知事ではないですけども、北海道の応援団を作るということを申されております。知内にも応援団を作られては如何かというふうに思うのですが、如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今、ふるさと納税で4,400万くらいあるのかな。4,800万。それで今、それらのサイトを活用してもう少し若干増えてもらえればいいなと思ってます。正しく稼げるということであれば、稼げるということに視点を置けばふるさと納税なのかなと思ってます。それで北海道が企業版ふるさと納税ということで今、大々的に仕掛けております。我々もそうした企業にどうアピールしていくかで、やっぱり今後のふるさと納税は変わるだろうと思っておりますので、是非その辺はトップセールスも含めて前向きに考えていかなければならない事業だと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

すいません。応援団ということで、東京ふるさと会、札幌ふるさと会、函館ふるさと会あります。そしてまだ、札幌、東京は終わってないんですけども、函館でも町内の本来であれば知内町のふるさと会なんですけども、町内の方も参加していただいてそうしたふるさと納税に協力するよということで、応援団になっていただくということで広がっておりますので、是非札幌、東京も含めてまたそういう応援団がより膨らむようにこれから努力していきたいと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

今、出ましたふるさと会で3つあるんですね。その辺りでふるさと納税寄付して、たくさ

ん寄付していただけるように、是非ともPRして欲しいなというふうに思います。それと特別会計の方なんですけれども、水道事業は知内町水道ビジョンが示されました。下水道や集落排水にも耐用年数というものが多分出てくると思うんですけれども、そちらの方のビジョンは作成する予定はあるのでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今、申し上げたとおり、水道につきましては今、ビジョンを平成30年度3月につきまして公示させていただいております。下水道及び農業集落排水であります、こちらの方につきましては今、企業会計法が適用される期限が迫っております、町の方と致しましても来年度から準備する予定であります。この企業会計法が整理つきましたら、料金改定を含めまして、全て施設について、今後ビジョン等につきまして考えていきたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

事業毎にまず大体プラスになっていかなければ、本来であれば普通の一般企業であれば事業を辞めてしまう。本来であれば赤字経営になってしまうと辞めてしまうという形になると思うんです。だけでも役場ですので、町民のサービス維持をするためには持続していかなければならないものもあると思うんです。今、言われたとおり料金設定ということも出ましたので、町民の皆さんにはその持続可能な事業を展開していくための料金設定をご理解していただければいけないんだろうというふうに思っておりますけれども、如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

令和6年から本管含めて、給水管も含めてそれぞれ事業費膨らみます。それで今、現状、給水費は原価割っております。要するに供給する方が高くなっていますので、その辺を考えれば値上げということに当然繋がってくるだろうと思っておりますので、そのどこで、どのタイミングで水道料金の値上げ、下水含めて値上げをするかというタイミングですけども、これからまたいろいろ議論しながらそのタイミングを図りたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

いろいろと財源確保は、なかなか難しいものなんだろうというふうに思っておりますけれども、町民のサービス向上、そして町の発展に繋がるように今後ともご努力お願い致します。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に7番、花井泰子君。

◎ 7 番（花井泰子）

議長から許可をいただきましたので、3点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、『国民健康保険税について』です。

現在、国民健康保険税には、被用者保険、報酬額により保険料を算定、すると違い、世帯人数すべてに均等割が賦課されています。子どもが増えると子育て世帯の負担が大きくなることから、国や自治体が推進している少子化対策や子育て支援と相容れないものと考えられます。当町の子育て支援を更に充実させるため、安心して子どもを産み育てる環境を整えるためにも、町独自の軽減策を講じていただきたいと思います。町長の考えをお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。国民健康保険税については、平成30年度から都道府県化となり、各都道府県において健全な運営に努めているところでもありますけれども、北海道としては令和5年度を目標に北海道内のどこに居住しても同じ保険料となるよう、負担の公平化に向け、統一した保険料率での算定を目指しております。

また、各市町村から北海道に対する納付金についても、被保険者数に応じて算定する方式で準備が進められております。

本町においても第一段階として、現在、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で算定している保険税について、資産割を廃止した3方式での算定に向けて国保運営協議会において検討を行っているところであります。

ご質問の均等割の町独自の軽減策ということではありますが、均等割、平等割につきましては、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置もございますし、子育て世帯に特化した更なる軽減策は被保険者間の不公平感も生じると考えております。

また、独自軽減によって北海道に対する納付金や保険給付費に不足が生じた場合、一般会計から補填するような状況は避けなければならないと考えております。

確かに基金の積立はございますが、万が一の異常気象や災害等により農漁業収入が激減し、一定の保険税収入が確保できない場合などに対応するため、基金は留保しておきたいと考えてございます。

本町においては、子育て支援策として高校生までの子ども医療費や給食費の無償化も行っております。しかし現在の施策で十分だと考えておりません。

今後は認定こども園の開設や更なる子育て支援を展開するための検討も行っております。町内全ての子どもに対し、平等な支援となることを基本に施策を行って参りたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

今、町のお考えは大体わかりました。以下、担当の課長にお伺いしたいというふうに思っていますが、今、この私の質問に対して、当町では子育てをしている、子どもを持っている国民健康保険にあたる世帯というのは何名くらい居るといふふうになっていますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。町の国保の全体の世帯数が645件でございまして、そのうち18歳以下の子どもが居る世帯は53件、それで子どもの数、18歳以下の子どもの数は全部で103名おります。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

私がお伺いしている、もしこの世帯に軽減策が実施出来るとすれば、実施出来るとすればですよ。どのぐらいの、出来ないというふうに今、おっしゃったんですけれども、実施出来るとすれば、今の53世帯ですか、53世帯の、国保の世帯にどのぐらいのことが出来るのかどうかということを検討されたことはありますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

現在のところですね、既に限度額を超過している世帯が15世帯ございます。それで7割軽減が9世帯、5割軽減が13世帯、2割軽減が6世帯ということで、軽減を受けていない世帯53世帯の中で10世帯ということになってます。それで所得に応じた軽減策を既に講じているので、更なる軽減、どのぐらい軽減するかという検討はしたことはございません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

分かりました。お答えの中で、世帯間の不公平感が考えられるのでそれは出来ないというふうにおっしゃいましたけれども、今、本当に残念だけれども、知内の子どもの数はずんずん少なくなっています。30年度で言えば18人ですか、出生率。その中で国保会計になっている人が居るのか、それが何人になるかってことは、ちょっと私は分からないんですが。本当に今、この知内の町が移住・定住いろんなことを施策として行っていますけれども、まず子育て支援をして何とか子どもを産み育てたいというそういう家庭をやはり私は応援すべきではないかなと思ってるんですよ。そういう面でわずか、今、7割軽減が9世帯、それから5割軽減が13世帯、2割軽減が3世帯ですか。そういう形の中で軽減しているというふうに言われますけれども、北海道の全国で言う自治体の中で本当に低所得の方が国民健康保険に入ってるという方が実は多いんですよ。そういう中で国保とそれから一般の被用者の方達の税率を考えると、約標準世帯で言うと4人家族で約、国保だと40万だとすると協会けんぽの保険料は20万ということでは、半分ぐらいの、倍以上の差があるというふうに計算としては出ております。そういう中で今、国保の問題をさせていただいているんですが、本当にそういう意味で今、知内が国保の問題で言えば何とか世帯を救ってあげられないのかというふうな思いでいて、協会けんぽでは報酬額に税金が掛かるだけ。しかし国保は均等割から平等割から全部入ってくる訳です。ですから高くなると。そういう面から言えば、本当に町が子育て支援で頑張っていて欲しいなというふうな思いでいるんですが、町長如何ですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

被用者保険でいけば算定方法なんですけども、給料の中に扶養手当等入ります。それで標準報酬月額に乗ずる数字を掛けてそれぞれ出すんですけども、そういう仕組みになってるそうで、それぞれ国民健康保険だから社保だからというそういうことはないだろうと考えておりますし、また企業間です、その他に子ども子育て拠出金ということで、これも標準報酬月額の0.29%、以前は児童手当等に向けられていたんですけども、それが子ども全般に関わる政策の中で使われているということで、それぞれ子育てに対応して事業者も応分の負担はなされているということで、そして町全体で考えればそうした子どもの支援ということで特化すれば今、給食費もありますし、医療費も高校まで無償化になっておりますし、また更に今、どういふ検討するかということで内部もいろいろ詰めておりますし、全体で考えてどうなのかという、まして今、子どもなんですけども、前年度15名です。そのうち1名が農業者の方の産まれた方ということで、1名しか居ないんですね。そういうこともトータルで考えて、もう少し農業者の独身が多いということなんで、結婚に結びつけるということでいろいろ模索をしながら、これから婚活含めて、そして一つの柱として結婚から子育ての一つの柱としてどういふ支援が出来るかということで検討をさせていただきたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

わかりました。お答えの中で、資産割を無くす方向で、今、国保の運営協議会では検討しているというふうにお答えになりました。近隣の例えば福島や木古内でも資産割は取っていません。ありません。その中でやっけていてトータルで見ると、資産割を取ってなくても、木古内や福島は知内よりは国保税はちょっと低い段階で押さえていると。知内は最高限度額が61万ですよ。でも、両隣は58万円で抑えているというふうな形です。それで資産割をもし無くした場合の国保の額というのは、例えば子育て世代の影響というのはどういふふうな形になるのかというふうなのをまずお伺いをしたい。全然、子育て世代だけではなく、全体に関係ありますから、資産割は全部ですから、そこだけ特化して影響あるのかどうかと聞いてもちょっと困るかなというふうに思うんですが。それは今、私の質問が子育て世代の軽減策というふうな質問が特化されたので、そういう話をさせてもらうんですが、何かそういう面では変化あるというふうにありますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

国民健康保険税という一つのくくりでいけば、今、そこから3方式、2、3、4方式ありますけれども、知内町は4方式をとってきたということで、今、議員が言われるとおり3方式では函館市、福島町、木古内町、森町、長万部町とってる訳ですけども。それを今、北海道全体で見直しをかけて令和5年にはその3方式をとるとということで、その分資産割がカットされるということでありますので、単純にその資産割が子ども居る、居ないに関わらずすっぱり抜けますので、その分軽減されるということで理解していいんだろうと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

わかりました。子育て世代だけ特化したというのは、ちょっとそれはそれで出来ないのかなというふうに思っています。ただ、全体的に見れば資産割が無くなるということでは他に税率が高くなるかどうかは別としても、考え方によっては、少しは下がるのではないかというふうに期待もしたいところなんです。さっきの話に戻りますが、特別、基金の積立もあるけれどもそれに万が一の時のことを考えて、それを取り崩して使うことは出来ないというふうにおっしゃいました。それでですが、来月10月から幼児教育の無償化になりますよね。保育所、幼稚園の無償化になります。私としては、そこで町の予算として少し浮くのではないかと。幼児教育に対して町では何らかの手当をしているというふうに私は思っていますが。そのところの予算を回したらどうなのかというふうな思いでいるんですが、その点については如何ですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

2月に就任をさせていただいて、給食費無償化に取り組みました。その財源で1,800万、2,000万くらいになるんですけども、その財源ということで、大変厳しい中ということで、新聞報道等でも厳しい中、当時はやってしまったという捉え方したんですけども。ただ私の政策として給食費無償化ということで謳ってましたんで、その財源として今、おっしゃられるように10月から始まります保育教育部分の無償化、3歳以下は通常どおりでありますけども、その分の財源を見越しているということがありますので、なかなかそこをどこかにという話はならない。あくまでも全体の中で歳出をどう切り詰めるかということで考えていきたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

何故、国保の幼児のところを軽減して欲しいかというふうに私が申し上げたのは、やはり知内町としての子育ての特色を持って欲しいと、そういうのが一つあります。なかなか他から移住して来られる方も若い方です。して来ていただきたい。しかし、なかなか移住しても来られないし、先ほど議会前に説明のあった協力隊の方の、なかなかそういう方も来られないというような中で、知内町として特色を持ったそういう町政をしていると。やはりアピールをしていただきたいというふうな思いもありますし、この独自軽減というのは他で全然やっていないという訳ではありません。北海道では旭川にしてもやっておりますし、毎年のように国保税は下げる努力をしている。そういう町もありますので、私は何とかして特別なものがない特化したこういうふうなものがない、言ってみれば平穏なとか、そういうふうな知内の町をアピールする意味でもこういう子育てをしているんだよと。そんなに残念ながら国保に入っている子育ての人は居ないということでは何とか頑張ってそこにお金を使ってもいいのではないかというふうな思いで、質問を致しました。ただ、町長のお言葉の中に現

状の施策では十分だと考えていないと。更に子どもに対して支援をしていきたいと、平等なということが入っていますけれども、何らかの形で努力していただけるものと思っています。この国保の質問は終わります。

2件目に入ります。質問の2件目は、『生活困窮の高齢者世帯への支援について』であります。

町長は施政方針において、最初の施政方針において、生活困窮の高齢世帯も多く見受けられるので、救済方法や支援について検討して参りたいと述べられていました。それから約半年が経っていますが、どのような支援を検討されているのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。高齢者の生活実態としては、国民年金を受給している場合、年金額から介護保険料と後期高齢者保険料を差し引いた額を月平均にすると、およそ6万2千円となり、光熱水費等の必要経費を支払うと苦しい生活状況であることは十分認識しているところであります。

本町の高齢者の生活支援については、冬期間の経済負担の軽減策として福祉灯油の助成を行っておりますが、平成29年度に助成額を5千円から1万円に拡大しております。今後も灯油価格の変動を見極めながら、助成額の見直しを行うことを考えております。

また、今年10月から消費税の増税に合わせて、年金生活者支援給付金制度が始まります。さらにプレミアム商品券の発行など、低所得者や高齢者世帯に対する国の施策が始まっております。

町と致しましては、これらの状況を見守りながら今後の方向性を探ることで考えております。

これまでも個別の事案に対しまして、現行の福祉制度等を活用しながら支援策を講じているところがございますが、今後とも高齢者の生活支援はもちろんのこと、生きがいづくりや見守りなども合わせて、支援を拡充するための検討を進めて参りたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

そうですね、今の高齢者の方の国民年金というのは、40年納めても最高が6万5,000円程。当然それ以下の方も沢山いらっしゃいます。ですから、町長は最初の施政方針について、生活困窮の高齢世帯も多く見受けられるというふうにおっしゃったんだというふうに私は思っています。その考えに今も変わりはないかどうかを確かめたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

凄い胸の痛む話です。この質問をされると本当に息苦しくなるくらい辛いんですけども。ただ現状を考えれば、本当に生活保護に頼らず農家さんも自分と子どもの世話をすることで、いろいろ作物を作りながらそれを収入として年金プラス収入を合わせて、何とかぎりぎり生活しているという方もおりますし、また以前から言ってるように、認知症のお母さんを抱えながら仕事を辞めて介護をしている方もおります。そういう事を考えると本当に胸

が痛むことなんです。本当に真っ先にそこに集中して、予算を集中してやりたいくらいなんですけども、現状なかなか今の段階ではいろいろやる事が多いものですから、それらを何とか解決しながら少しずつ、ただ全く手を掛けないという事ではなく、少しずつ手を掛けて進めたいなと思っております。今、副町長の方で、スリーエスさんの方で家庭菜園されている方、それらの方々の収益、作ったものを少し売の方に回していただいて何とか小遣い制にさせていただくとか、そういう工夫するための今、いろいろアイデアを模索している段階でありますので、それらを少しずつ膨らませながら何とかそうした高齢者の生きがいくくりにも繋げていきたいなと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

改めて町長のそういう温かい姿勢というか、そういう考え方に嬉しく思っている一人です。今、高齢者の方の国民年金だけの生活をしている方というのは、何人ぐらいいらっしゃるのか、課長の方からでもお聞きしたいというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

今ちょっとですね、調べさせていただいて後ほどで宜しいでしょうか。申し訳ございません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

分かりました。前もって言ってこなくてすみません。では、質問を変えます。先ほど福祉灯油のことも出されました。これは国の政策として、5千円から1万円と値上げしたというふうに私も承知しております。それは是非とも福祉灯油はこれからね、必要ですのできちっとしていただきたいというふうに思います。今、さっき町長がご答弁をされましたが、いろんな思いでいらっしゃるというふうに思うんですが、まず、私がお聞きしたいのは個別具体的なものが何かあれば、低所得者の高齢者のために今、個別具体的に考えている何かがあるとすれば、お答えをいただきたいんですが、あるとすればです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

出来るだけ家に引きこもることなく、外出していただくということで外出支援等を考えながら、先ほど言うようにそれぞれ家庭菜園ありますので、それらを拡充したり、そこに高齢者の方々が集まって自分の時間に合わせて、そして自分の身体の調子に合わせて、それぞれ来ていただいたら少しでも副収入が得られるような、そんな環境整備出来ればいいなと思ってますので、それらをどんどんどんどん町民の方もこれは理解していただければならない事業になるだろうと思いますので、その辺は十分町民の方とも議論をしながら進めていければいいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

プレミアム商品券のお話も出ました。プレミアム商品券というのは、低所得者の若い人は割とすぐ飛びつける中身だというふうに思うんですが、低所得者の高齢者がそこに行って、例えば5千円のもの4千円で買えるとかというふうな、そういうことがちゃんと出来るのかどうかという一つ私は心配があるんですが。国の政策で消費税を10%に上げるということの形でのプレミアム商品券は、私としてはとても頭にくることなんです。実際としては町独自で、どこでもやらなきゃならないという国の方針ですから、取り込まざるを得ないというふうに思うんですが。今、実際問題として、高齢者の方がどのぐらいそのプレミアム商品券を買うことが出来ているのかどうかというのをお聞きしたいというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長 (西野俊一)

ご説明致します。ちょっと高齢者の世帯だけということではなくてですね、非課税世帯で押さえておりますので、それで今時点で、今、押さえている数字説明致しますけども、非課税の世帯は723世帯、821名が今、対象ということで通知をさせていただきました。ところが今現在ですね、それを購入したいという方が3割程しかまだ来ておりません。これ全国的な傾向で国の方もちょっと慌ててですね、2次周知ということで再度通知したりということでも指示が来ておりますけども、やはり今、議員がおっしゃったとおりですね、買わなければ、4千円出さなければ5千円の券が買えないということで、今までの確か臨時福祉給付金だとかその制度とちょっと違いまして、券を買わなければなりませんので、なかなか低所得者の方対策ですけども、買えないという現状がうちの町でもあるみたいで、思った程、先ほど言った3割程しかなくてですね。周知につきましては、今後もですね、防災無線だとか広報でいっぱいやっていますけども、ただ買う買わないという部分についてはやっぱり世帯の所得状況もありますので、その辺はちょっと悩ましいところかなと担当としては感じております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

ちょっと説明しますけれども、今、商品券につきましては、2万円持って行って2万5千円というのは一回で済むんですけども。今、国民年金の受給している世帯でいきますと、2万円持って行くと大変だと思います。ですから券自体はですね、5千円券5回、4千円持って行くと5千円の券貰えるということになってますので。従って灯油等にも使えますので。ですから、年金受給した都度交換していただければ一回に2万円でもなくても4千円、8千円でも済むということの、そういう調整がされておりますので周知を徹底していきたいと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

本当にね、とんでもないことをやってるなって実は思うんですよ。何のための消費税1

0%、こんなことやるのかと。低所得者の年金者が今、4千円持って行くと5千円の商品、どれだけ居るのかと。例え4千、5千でも、5万、6万しか貰っていない年金者の方がそれだけのお金を持ってプレミアム商品券を使えるのかと。そういう問題なんですよ、実は。ですから、これは町の責任ではありません。これは国の責任なんですけれども、そういう実態があるということ、まず。そしてその仕事が自治体に下ろされるということなんですよね。ですから、本当に腹が立つことなんですけれども、そういうことなんだろうということで、話が戻りますけれども、まず私としてはその低所得者の方は、その商品券をそんなに毎日の生活でおかずを買うとか、そういう問題で500円、1千円持ってお買い物に行く人は居てもそんな何千円も持って行ったり、何万円も持って行ったりするような方は居ないだろうというふうな捉え方をまずしています。それで町長がこれからもしっかりと頑張りたいという決意もされましたので、私は、これは引き続き私の課題としてやりたいというふうに思いますが、質問の2件目はこれで終わりしたいと思います。課長さん、何か数字で分かることがありましたか。じゃあ、これで終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩にしましたので、このまま昼食の為、暫時休憩続きます。

午後1時の再開と致します。

（ 休憩 午前11時53分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、7番、花井議員の一般質問であります。

先ほど、生活困窮の高齢者世帯への支援について、生活福祉課長の方から先ほどの説明の一部修正をしたいとの申し出がありましたので、それを許します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

先ほどの議員ご質問の年金の受給世帯調べましたところ、ちょっと年金機構の方に確認しましたら、少し時間が掛かるということで。それで確定申告の状況の中で、79万円以下の年金受給者の数というのを調べました。これは参考値になると思いますので。それで65歳以上ですね、住民の人数が1,683人全体で居るんですが、その内79万円以下の年金だけの所得の方というのは、785名ということで、そうなります。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

花井さん、もし質問があれば許しますが。

宜しいですか。

それでは、花井議員の3番目の質問に移りたいと思います。

7番、花井議員。

◎ 7番（花井泰子）

質問の3件目は、『町内における環境美化活動の推進について』であります。

近年、松前矢越道立自然公園のある小谷石地区については、民宿やクルーズ船、カフェなどができ、当町の観光振興に多大な貢献をしているところだと思います。また、涌元から小谷

石まで続く道道においても、町において自然公園内の清掃の予算を持ち、その環境美化の維持について取り組んでいるものと認識しております。

一方、その他の国道や道道、町道においては、散乱するゴミや放置された自動車などが、まだまだ見受けられます。

当町における観光振興、交流人口を増やすためには、観光地に繋がる道路のみならず、車などからも見える範囲の箇所、例えば隣接する用地、私有地などにおいても、その環境美化について推進する必要があるものと考えます。

そこで、町民みんなできれいな町を作っていくために、町としてどのような考えを持っているのか、町長にお伺いを致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えを申し上げます。町内全体の美化活動としては、年2回の町内一斉清掃ですが、その他にも日赤奉仕団主催による海浜清掃、高校生や各種団体による清掃活動などが行われております。

町と致しましても、車窓からの路上へのごみ捨て禁止を啓発するための横断幕の制作を依頼しており、今後設置する予定ですが、現在も不法投棄禁止の看板設置、不法投棄監視パトロールなどを実施し、環境美化に努めております。また、悪質な不法投棄に関しては、警察署に連絡し、法的な処置をしていただく場合もございます。

しかし、路上へのごみのポイ捨ては後を絶たず、対応に苦慮しているところですが、今後も引き続き広報誌などで啓発活動を行う考えであります。

ただ、私有地に自己所有の自動車が放置されている場合や老朽化した物置等については、他者に危害が及ぶ場合などの他には町としても指導ができない現状であります。

町全体で環境美化に取り組むためには、町民の方一人一人が意識を高く持って、家の前や路上に落ちているごみを放置しないような考えを持っていただけるよう啓発することが重要だと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

年2回の町内一斉清掃等、本当に一定の効果はあるというふうに思っています。でも、一斉清掃と言っても各町内、様々な取り組み方をしているように思っています。自分のある町内では、自分の家の道路の前や周りの、自分の土地の周りのゴミを拾うというようなそういうやり方をしている町内や、また町内会で、それはたまたま私が出くわしたことなくですけども、町内の方がその地域沢山出て、一斉に軽トラックも後ろに従えて、ゴミをきちっとその軽トラックに積んでいて、その周辺の道道も綺麗に掃き清められているとそういうような町内会もあるということで、私もビックリしたんですけども、そういうふうなやり方をしています。それはそれ一定程度、各町内が一斉に取り組んでいるということでは、それはそれなりに効果があるというふうに思います。ただ、家が張り付いていない道路ですね、国道も含めますけれども、町道、道道のところの空き缶とかペットボトルとか袋に入ったゴミをポンッと捨てられていると、そういうようなところは、なかなかその町内会もどうこうす

るといふふうなことではないというので、それはまた町民が捨てたゴミという訳でもないですし、その取り扱いというのはまたちょっと別な方法も考えられるかなというふうに思っています。ただ、私が一番みんなで考えたいなというふうに思っているのは、自分の土地でありながら自分の土地だからその場所にゴミを捨てても大丈夫だよなというような考えではなくて、自分の土地であってもやはり土地というのは地球からの借り物だというふうに考えれば、それもやっぱり個人所有であっても綺麗にしておこうという、そういう考えが大事ではないかなというふうに実は思っております。この町という知内というのは、特別な観光に対する資源がある訳ではありません。一次産業を中心とした、そういう小さな町であります。そういう町にやっぱり安心してそこで生活をし、そして営業もし、そういうふうな形でやっていく為にはまずそこに住んでいる住民がやっぱり暮らしやすいなど、綺麗だなというふうな感じで住むことがとても大事ではないかというふうに私は考えているんですが。そういった考えというのはどうなんでしょうか。町長としてはどういうふうに思ってますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

国道、道道、町道いろいろある訳ですけども、国道に関しては先ほど言うように町内一斉清掃の中で、随分各町道に面して町内会ですけども、それぞれ対応していただいているんだろうと思いますし、個人的にも白と青でしたか、袋当りますので出来るだけ町民全体で活動して町内一斉清掃に協力していただいているんだろうと思います。町内全体で見回せば、本当に綺麗な町だなという印象はあります。ただ今、議員おっしゃるとおり、廃車または敷地内でいろいろ廃屋、壊れた小屋、住居がそのままになってるだとか、いろいろ点在はしてまますけれども、総体で見れば本当に綺麗な町でありますし、観光資源無いというお考えでしたけども、いろいろ歴史的なものいっぱいあるだろうと思います。その掘り起こしがまだ足りない状況なんだろうなと思いますので、その辺はDMO通していろいろ発掘して、観光資源として活用して、更に知内全体が稼げる町になっていただければ有り難いと思いますし、清掃に関しては確かに所有地までということになれば、なかなか我々行政としても首を挟む訳にはいきませんので、その辺はどういう形で出来るのか少し検討をさせていただきたいと思えます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

そうなんです、本当に自分の個人の所有の所まで、やはりいくらゴミを捨てているのが目に付いても、あなたそのゴミ片付けなさいという言い方は、なかなかデリケートな問題ですので、なかなかそれは出来ないというふうに私も思います。ですから、年2回の一斉清掃とかいろんな方法を使って、町を綺麗にしましょうというようなことをやっているんだというふうに思うんです。今回、質問をするということにしたのは、実は、夏なんですけれども、小谷石地方に行く機会がありました。ちょっと一年ぐらい行く機会がなかったものですから、その時にやはりとても綺麗に感じました。さっきも言いましたように、小さな民宿が張り付いて、そしてカフェもあって、青の洞窟のクルーズ船もやるということで、町全体が涌元から小谷石に上がったイカリカイ公園から下がってずっと行くと、本当にこれ観光と

して本当に売り出せるのではないかと。やっていますよ、今も。とっても良いなというふうに改めて私は感じました。これ知内の宝だなと。町でも清掃の費用も出しながら、綺麗にしてもらっているということもあるんですが、それにしてもしばらく見ないうちに雲泥の差があるというぐらい、とても良いというふうに思ったんです。残念ながら、そこに行くまでの間の、大変失礼なんですけれども、行くまでの間の町ですよ、その町の何軒かのところでやっぱりゴミがとっても沢山多く見られて、せっかくの観光の町として、今、小谷石頑張っている、そのところを生かす為にも、みんなで気を付けたいというのが、まず一つありました。この質問に繋がったんですが。本当にこの知内というのは4千人ちょっとの町です。さっきも言ったみたいに、町長は歴史的なものが沢山掘り起こせば沢山あると言いました。確かにそれもあります。しかし、目玉になるようなね、例えばバンとしたような大きな町が、ものがある訳ではないけれども、江差福祉会が今ね、障害者が働けるような場所を沢山提供するようなそういう障害者を助けるような町でもありますし、更には一次産業と言いましょるか、二次産業もそうですけれども、外国の労働者の方も今、増えてきています。そういう面では、本当に多様性を持った知内の町というふうなことでいいのではないだろうか。更にそれを進めていって綺麗な町、まず自分達住民が安心して住めるような綺麗な町にしながら、そういった障害者も安心して住める、外国の労働者も住めるというような、そういった多様性があるような、そういう4千人の町だけどやっていきたい。更には町立の高校も持っている、そういうことでは何とかこの町を際立たせるというか、そういう面ではとても良い町に育っていくのではないかとというふうに思っているんです。ですから、町長さっきおっしゃいました、見渡すと本当に綺麗です。本当に私も何回も歩いて回ることもあるんですが、本当に綺麗になってるなというふうな。残念だけど何年間も放置されているような使われない自動車も3台、4台、5台と見受けられます。そういうのも整理をしながら、本当にみなさん来てって、特別なものはないけれども、でも住んでてとっても気持ちが良い町だよ。一次産業中心として、そして多様性がある町だよと言うためにも、私は何とかもっと環境の面では綺麗にしていきたいなという思いでいましたものですから、こういう質問をさせていただきました。本当にちょっと簡単な質問になってしまいましたけれども、引き続き町民のみなさんには意識を持っていただいて、そういう町に育てていこうよという発信も町の方からもしていただきながら、住み良い町になっていくように、更にですね、思って質問を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

全体で見れば確かに本当に美しい知内町なのかなという印象はございます。ただ、今言われるように海外研修生も入ってますし、いろんな方が安全安心で、そして景観も良くて、住みやすく、そして町が笑顔でという全体構想の中ではそういう町にしていただければ本当にいいんだろうと思いますけれども。ただ、行政が例えばその廃車等行政が何もかも手を掛けてしまうというのは如何なのかという思いもありますので、そこは程々に個人の努力で整理するものは整理して全体が、本当にどこから見ても、本当に住みやすい綺麗な町で、楽しい町で、笑顔豊かな町だと言われるように今後も頑張っていきたいと思います。

◎ 7 番（花井泰子）

終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に6番、吉田峰一君。

◎ 6 番 (吉田峰一)

『避難場所の整備について』ということで、質問させていただきます。

日本各地では、毎年のように、大きな自然災害が発生しております。北海道もまた例外ではありません。昨年9月6日午前3時7分に胆振東部地震が発生し、直後、北海道全域が停電、ブラックアウトの状態となりました。当町においても、いつ大きな自然災害に直面するかも知りません。

自分や家族の命を守るために、町民にとっては避難場所が一番の身を寄せる所となります。自然災害の発生時における停電、特に夜間における避難を想定した場合、避難場所に太陽ソーラーパネル式の電灯などの照明を備える必要があるものと考えますが、町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。現在、通常災害の避難場所となっている各町内会館には、平成26年度に発電機1台、ハロゲン投光器2台を配置し、停電の際の照明を確保しています。更に停電時にあっても暖房が確保できるようポータブル石油ストーブ2台と毛布50枚を配置しています。

しかし、津波襲来時の避難施設として指定している知内公園や第1町民グラウンド、重内神社敷地等の屋外施設が10か所あり、そこには停電時に対応した照明は配置できておりません。

ソーラーパネル式の街路灯で安価なものが開発されておりますが、大規模停電は地震の他、暴風雪等の厳しい気象条件下で発生すると想定されるため、設置する照明機器の照度や強度、蓄電能力など高度な性能が必要となることから、多額の事業費を要するものと想定されます。

災害の状況に応じて緊急時に止む無く屋外施設に避難していただいた場合は、避難後速やかに屋内施設に収容して安心して過ごしていただく対策が重要であり、屋内施設への発電機や照明の配置を重点的に進める考えです。

ただし、8月25日に元町地区で開催された防災訓練では、墓地公園への避難訓練が行われましたが、この訓練を通じて屋外へ長時間避難した場合の熱中症の懸念や荒天時の対応等、屋外避難の様々な課題が洗い出されており、屋外避難所にあってもテントや発電機、投光器等を配置すべきとのご意見をいただいております。今後配置に向け検討を進めて参ります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、吉田君。

◎ 6 番 (吉田峰一)

確かに町長言われることについては、ごもっともでございます。ただ私が言うことは、災害時、発生した時、その発電機が状況によってはポータブルのストーブ、または毛布等が配置されております。ただ私は、それは二次のフォローであって、まず避難所へ行く、避難所へ着くんだということについては、全く真っ暗な状態です。多分なんぼ慣れた我が家でも、

いざ停電となると、テーブルにつまずいたり、椅子につまずいたりして、玄関まで行くのに非常に大変だと誰しも経験していることだと思います。そんなところで是非、屋外避難所だけでも、とりあえず今言うソーラーである発電灯のものを、照明を出来ないかと。当然ながらここに書いてありますとおり、外灯的なものも結構です。安価である強度的ももちろん大事ですが今、急がれるのはとりあえずその照明、避難場所、避難所がここだよと標的な明かりが必要でないかと私はそう思います。確かに、ここに書かれている概算工事費100万円、理想はこうです。100万円で22箇所やるったら2,200万、とんでもない金になりますけども、とりあえず一步一步こんな設備を、装置を考えていただけませんかということで、町長の考えをもう一度お願いしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

屋外施設10箇所あります。まず、今、議員が言われるように目印的なもの、その防犯灯が目印になるということも一つの考え方であります。ただ、今、10箇所の中で、例えば住宅周辺だとかいろいろ屋外の施設、例えば何々様宅周辺だとか、いろいろある訳ですよ。そうすると、なかなか場所を選定して、箇所を決めて設置するのは厳しいのかなと思います。今、考えられるとすればみれん峠、または知内公園等々なんだろうと思いますけど。知内公園は大体その明かりは多分取れるだろうと思います。ただ停電になった時の対応ということで、ソーラーパネルということを考えるのであれば当然必要でありますし、今回、いろいろ災害訓練して、まず屋外に足りない物、まず今言われるように目印も含めて、あと寒い時だとかいろいろ熱射病にかかる、熱中症にかかるだとかいろいろありますので、その時の対応としてどう考えるのかもありますので、それらは今、内部検討ではありますけれども、小さいプレハブを置いてそこにテントだとかいろいろな物を収納して、いざという時にそこである程度暖を取れるだとか、寒さ対策だとかいろいろ生じたものを整備出来ればなと考えておりますので、全く手を掛けないということではありませぬので。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、吉田君。

◎ 6番（吉田峰一）

せっかく町長がそのようなお話をしている時に、私は身近な所にある「みれん峠」なんですけど、町道の森越川からとか重内川から行ける双方のドッキングした所です。僕は津波ばかりでなくしても位置的には良い場所でなかろうかなと私はそう思う。ただ、町道の幅員が狭い。そこである程度マイカーで行ったものは、そこに並べて停まったということについては、やはり照明もしくはそれらしき物が必要でなかろうかなと思います。駐車場のスペースその諸々については今後いろんな問題も出てくると思うし、いろんなことで検討していただければなと、こう思っておりますのでその辺を考えていただければと、こう思っております。簡単でございますけど、私はこういうことをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。答弁は要りません。

◎ 議長（伊藤政博）

次に1番、五十嵐捷爾君。

◎ 1番（五十嵐捷爾）

『我が町独自の樹木、名木の指定について』であります。質問の趣旨は、我が町には、北海道から記念保護樹木に指定されている3本の樹木があり、また、町で独自に指定している樹木、知内町制施行10周年記念保護樹木もあるところです。また、町内には、それらの指定されている樹木の他にも、指定に値すると思われるものが多数あり、昨年、観光協会と知内観光推進機構が協力し、数点の樹木について調査が行われたところです。

町の魅力を発信し、観光の推進に役立てるため、町内にある樹木や名木の活用が促されるよう、町により保護樹木、記念樹木などの指定を行い、更には適切な管理をしていくことが必要と考えますが、町長の所見をお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものとして、昭和48年3月30日に北海道自然環境等保全条例第23条第1項により指定された樹木が3本と、知内町制施行10周年記念保護樹木として1本を指定しています。

ご質問のように、この他にも町内には指定に値するような樹木が多数あるのではないかと思いますので、観光協会や観光推進機構とも連携し、それらの掘り起こしを行い、観光マップなどに掲載していくなど町の魅力発信に役立てていきたいと思っております。なお、保護樹木などの指定については、条例の制定が必要か、樹木以外の指定は必要ないのかなどを今後検討して参りたいと思っております。

また、現在指定されている樹木はもちろん、指定に値する樹木を含め、適切な管理を行い、後世に残していけるよう樹木の保全対策についても検討していきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、五十嵐君。

◎ 1 番（五十嵐捷爾）

只今、町長からとても前向きな答弁をいただき安堵しております。ありがとうございます。まず始めに、町内には樹木の他にも保存を含めた指定に値するものが多くあると思っております、今回は樹木についてもう少しお話をしたいと思っております。写真を提供していただきましたですね。町長これ見えます。これ一応、参考になったと思うんですけども、この他にまだ町内にはですね、立派な樹木が存在しております。育っている場所が町有地か民有地か分からない木もありますので、しっかり調査をしていただきたいと思っております。私は以前からこのことについてはいつも思い続けて参りました。手前味噌になりますが、平成10年に町からの要請でしりうち緑の少年団が結成され、もう早や20年の歳月を経過しました。当初から少年団育成会の会長を不肖私が務めさせていただき、会員の皆様協力の下、今まで続けております。この間、森林や自然の大切さを子ども達に精一杯教えて参りましたが、肝心の記念樹や名木のことは何かお話してこなかったような気が致します。子ども達の中にはですね、結団最初から入団した子ども達はもう30を過ぎております。今からでも遅くありませんので、指定されたら大いに宣伝をして、大切に見守っていただけるようにお話を参りたいと思っております。お願いとしている樹木の中に、今すぐにでも手を掛けないと生存が危ぶまれるものもあります。それは、荒神社の黒松群ですね。12本植えたもののうち、枯れ死寸前のものや見るの

も辛すぎる枯れ枝が多い木も何本か見受けられます。それと涌元神社の麓にあります鮪之塚、隣りに隣接しております祈願の松も然りです。先に渡した写真でも分かるように、大きな二又の木がもう枯れ死状態です。町長も議員時代に現状を見ているかと思いますが。それともう一つ雨石神社の雨乞いの松です。一時、枝が広がり過ぎて雪に覆われ電線に寄りかかった状態でしたが、後に剪定し、事なきを得ております。保存や指定にはですね、いろいろと条件が伴うと思いますが、またお金も掛かるとは思いますけども、言ってみれば町の財産です。大切にしていかなければならないと思うのは、私一人ではないと思います。これらのことを念頭にしっかりと対応していただきたいと思います。お答えを頂戴致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

由緒ある上雷の杉の木、そして荒神神社の黒松12本というお話でした。そして姥杉、そして雨石の松ということで、雨乞いをするということで、一週間、二週間雨が降るとい、その隣りにあるので雨乞いの松とも言われているそうであります。その他にも指定されていない樹木、議員の方から提供していただきました。知内にあるもの、またいろいろ先ほど言われる鮪之塚の隣りにある祈願の松、これも立派な木であります。ただ、ちょっと議員言われるように、ちょっと枯れたところも見られるのかなという思いがあります。せっかく鮪之塚の横にありますので、町内の方々も祈願の木ということで慕われている木でありますので、それらを含めて知内いろいろありますので、合わせて検討をして、どの木を選定するかはまた別にして、大事に保存出来るものは保存して伝えていきたいと思ひます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、五十嵐君。

◎ 1 番 (五十嵐捷爾)

ちょっと余談になりますけども、町長同席だったかどうか忘れましたが、ある町を表敬訪問した時に町長と懇談したことがあります。その時に話された言葉を思い出しましたが、物事に対する答弁によく「検討する、検討させていただく」と述べるのだそうです。しかしそれは考えるだけで実行はしないことだと言っていました。全てではないと思うんですけども、ですから町長はそのようなことがないように、前向きな実行に近い検討をお願いしたいと思います。協力にはいくらでもさせていただきますので、如何でしょうか、もう一度お願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

思い出しました。検討はやらないという意味で私も捉えてましたので。ただ、いろいろ検討にもいろいろ言葉の取り方あるだろうと思ひます。前向きに検討して、そしてお答えは必ず返すようにします。出来ないものは出来ない。この後がなかったようで、要するに何も知らないふりするか、検討というのは何もやらないことなんだろうと勘違いもしますので、是非、出来るか出来ないか別にして、お答えは返すように致しますので、ご理解いただきたいと思ひます。

◎ 1 番 (五十嵐捷爾)

よろしく申し上げます。終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、一般質問を終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から今定例会に上程しております議案について説明したい旨の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

議員の皆様には大変お忙しい中、令和元年知内町議会第3回定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案15件、認定7件、報告3件、諮問1件であります。

議案第1号の知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、社会福祉法人江差福祉会へ有償譲渡に向けた協定を締結したことから、令和2年3月31日で文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

議案第2号の知内町民体育館条例の一部を改正する条例については、議案第1号の知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止することから、第2条第2号の第2知内町民体育館を削除するものです。

議案第3号の知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例については、議案第1号の知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止することから、第2条第2号の第2知内町民プールを削除するものです。

議案第4号の平成31年度知内町一般会計補正予算(第3号)については、歳入歳出それぞれ1億6,978万4千円を追加し、49億8,192万9千円とするものであります。補正の主な内容は、総務費の財政調整基金積立金に前年度繰越金の2分の1、3,704万4千円。商工費のこもれば温泉改修工事等、8,163万8千円の追加が主なものであります。

議案第5号の平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ3,033万5千円を追加し、6億8,445万5千円とするものであります。補正の主な内容は、基金積立金に前年度繰越金を積み立てるものであります。

議案第6号の平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ7万3千円を減額し、7,440万とするものであります。補正の主な内容は、基金積立金に前年度繰越金を積み立てるものであります。

議案第7号の平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ2,406万円を追加し、5億1,739万1千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を基金積立金と国、道へ返還するものであります。

議案第8号の平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ804万6千円を追加し、1億5,373万4千円とするものであります。

補正の主な内容は、中の川仮橋下水道管布設工事であります。

議案第9号の平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ46万7千円を追加し、2,858万円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を一般会計に繰り出しするものであります。

議案第10号の平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）については、業務の予定量の補正及び資本的支出1,760万円を追加補正するもので、工事は国道228号線中の川仮橋水道布設工事であります。

議案第11号の知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、勤務条件を規定するための条例を制定するものです。

議案第12号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い関係する条例の一部を改正するものです。

議案第13号の知内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするものです。

議案第14号の知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、工事の施工及び手数料について一部を改正するものです。

議案第15号の知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定については、令和2年4月から社会福祉法人江差福祉会に指定管理を変更するものです。

認定第1号から第6号までは、平成30年度の知内町一般会計、知内町国民健康保険事業特別会計、知内町後期高齢者医療特別会計、知内町介護保険特別会計、知内町公共下水道事業特別会計、知内町農業集落排水施設整備事業特別会計、6会計の歳入歳出決算認定についてであります。

認定第7号は平成30年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてであります。

報告第1号は財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

報告第2号は株式会社スリーエスの業務報告について。

報告第3号は平成30年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。

諮問第1号は人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

議案等の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

● 議案第1号 知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第1号、『知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

議案第1号、知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。

知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。次のページをお開きください。知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例。知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例（平成21年条例第5号）は、廃止する。附則につきましては、この条例は、令和2年3月31日から施行する。本条例制定の主旨について説明をさせていただきます。社会福祉法人江差福祉会が文化交流センターを利用して、2021年春に障がい者就労施設としてリネンサプライ工場を開所する予定であり、8月28日付で有償譲渡することで協定を締結したことから令和2年3月31日で文化交流センターを廃止するものでありますので、よろしくご審議をお願い致します。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町民体育館条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第2号、『知内町民体育館条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

◎ 社会教育課長（松本泰行）

議案第2号、知内町民体育館条例の一部を改正する条例について。

知内町民体育館条例の一部を次のように改正する。次のページをお願いします。知内町民

体育館条例の一部を改正する条例。知内町民体育館条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。今回の改正につきましては、先ほど副町長からも申し上げたとおり、江差福祉会との協定が締結されたということで、関係する箇所を削除するものです。第2条第2号を削る。説明については、予算説明資料見出しナンバー6の教育委員会説明資料1ページに新旧対照表がありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。最後に、附則と致しまして、この条例は、令和2年3月31日から施行する。以上で説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第3号、『知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について』を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

◎ 社会教育課長（松本泰行）

議案第3号、知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について。

知内町民プール管理運営条例の一部を次のように改正する。次のページをお開き願います。知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例。知内町民プール管理運営条例（昭和48年条例第14号）の一部を次のように改正する。第2条第2号を削る。これにつきましては今ほど説明したとおり、江差福祉会との協定締結に伴って有償譲渡されることから関係する箇所を削除するものです。予算説明資料見出しナンバー6、教育委員会説明資料2ページに新旧対照表がありますので、後ほどご覧ください。最後に、附則と致しまして、この条例は、令和2年3月31日から施行する。以上で説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成31年度知内町一般会計補正予算(第3号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第13、議案第4号、『平成31年度知内町一般会計補正予算(第3号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

議案第4号、平成31年度知内町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

平成31年度知内町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正です。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,978万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,192万9千円と致します。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の追加は、「第2表地方債補正」によります。

例によりまして、歳出からご説明を致します。

21ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費に535万5千円を追加し、5,634万7千円とするものです。13節委託料と致しまして、町有地測量業務委託料500万円。廃棄物運搬処理委託料として35万5千円の追加でございます。現在、文化交流センターは建物敷地、グラウンド敷地が一体となった19,529㎡の土地となつてございますけれども、先ほど条例廃止を議決いただきましたとおり、江差福祉会に有償譲渡するために建物の敷地を分筆するための測量経費と致しまして500万円。更に現在文化交流センターに配置してございます机、棚等で使用可能なものは江差福祉会に引き継いでそのまま使用いただきますけれども、テレビ等、今後の使用に耐えない物品がまだ残されておりますので、そちらの廃棄処分の処理委託料として35万5千円を追加するものでございます。

22ページです。2款1項4目財政調整基金費に3,704万4千円を追加し、4,360万円とするものです。25節積立金と致しまして、財政調整基金積立金、同額でございます。平成30年度の一般会計の決算に伴いまして、翌年度の繰越金が確定を致しました。地

方財政法の規定に基づきまして、2分の1相当額を積み立てるものでございます。

次23ページ、2款1項11目自治振興費に300万円を追加し、1億4,568万3千円と致します。19節負担金補助及び交付金で知内町空家等除却支援事業補助金として300万円の追加。説明資料見出し2、緑色の説明資料ですけれども、見出し2のまちづくり政策室資料に記載してございますが、当初、10棟の除却を見込み600万円を措置しておりましたけれども、今年度17棟の決算見込みとなつてございまして、不足が見込まれる300万円を今回、追加をお願いするものでございます。

引き続き、9款消防費、43ページをお願いします。9款1項1目消防費に33万3千円を追加し、2億1,595万8千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金と致しまして、同額を追加するものでございます。この度、知内消防署員が岡山県で開催されました全国消防技術大会に出場しておりまして、不足が見込まれます旅費相当分負担金を今回、追加をお願いするものでございます。

総務企画課分は以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

24ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に34万2千円を追加し、4,244万8千円とするものです。内容は1節報酬に24万6千円、9節旅費に9万6千円を追加するものですが、今年度見直しの子ども・子育て支援事業計画策定に伴う委員会の報酬並びに費用弁償の追加です。

次に25ページです。3目老人福祉費から130万6千円を減額し、1億999万円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金に福祉灯油購入費助成事業補助金の308万円を追加。平成30年度後期高齢者医療給付費の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合会負担金400万円を減額。28節繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金38万6千円を減額するものです。

次に26ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に20万8千円を追加し、1億4,496万4千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料に障害者医療費国庫負担金から障害児入所給付費道費負担金まで、いずれも平成30年度の事業実績による額の確定に伴い返還金として追加するものです。

次に27ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に5万4千円を追加し、2,132万円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料に子ども・子育て支援交付金の返還金で平成30年度事業実績による額の確定に伴い追加するものです。

2目児童措置費に51万7千円を追加し、1億3,272万6千円とするものです。内容は11節需用費に5万7千円、13節委託料に34万円、14節使用料及び賃借料に12万円の追加で、いずれも本年10月1日からの幼児教育無償化に伴うものです。

次に29ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に87万5千円を追加し、3,723万4千円とするものです。内容は13節委託料に国保会計で当初予算に計上していた健康管理システム改修に係る経費を一般会計と組み替えるものです。

次に30ページです。5目保健医療総合センター管理費に30万円を追加し、1,282万円とするものです。内容は18節備品購入費に設置から6年が経過し、使用期限が切れた

自動体外式除細動器（AED）を更新するものです。

2項1目清掃費から132万2千円を減額し、1億4,354万8千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金の負担按分の変更に伴うものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

32ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に1,216万9千円を追加し、4億8,902万6千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金でニラ葉先枯病対策排水改良事業補助金として129万円を追加。これはニラの葉先枯病対策としてハウス内やハウス間の進路、通路に暗渠排水を施工し、効果的な室内対策の方法等を実証するものであります。次に強い農業・担い手づくり総合支援交付金として124万5千円を追加。これは地域の担い手に位置付けられた経営体が融資機関からの融資を活用して農業用機械等を導入等を行う場合に、助成を行う事業で今回は1経営体がGPS機能付き田植機1台を導入するものであります。次に産地パワーアップ事業補助金として948万2千円を追加。これは知内町ほうれん草生産組合が真空播種機を2台と根切り調整機を1台、ハウス資材19棟分を導入するものです。次に施設園芸（ハウス）栽培拡大事業補助金として15万2千円を追加。これは新規作物への経営転換を図る生産者と新規就農者に経費の一部を助成するものです。それぞれの詳細につきましては、説明資料見出し4の産業振興課の1ページから4ページをご参照願います。

次に33ページ、7目知内ダム管理費に21万3千円を追加し、2,077万5千円とするものであります。これは11節需用費でダムの管理用小型船舶格納庫のシャッターが破損したことから、修理費を追加補正するものであります。

次に34ページ、2項林業費、2目林業振興費に200万円を追加し、2,858万2千円とするものであります。これは13節委託料で昨年モデル事業として実施しました未施策森林や造林未済地の森林所有者情報等の把握や意向調査を今年度から本格的に実施するもので、これは今年度から始まりました新たな森林管理システムにおける初期の取り組みということで、財源につきましては森林環境譲与税を活用することになっております。

次に35ページ、4目水源林造成事業費に95万2千円を追加し、105万2千円とするものであります。これは13節委託料に水源林造成事業として追加するもので、詳細につきましては説明資料5ページをご参照願います。

次に36ページ、3項水産業費、2目水産振興費に2,484万3千円を追加し、4,360万3千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金で北海道の内定を受けたことから、地域づくり総合交付金事業の新技术強化型係留環設置事業費として1,044万3千円を追加。これは一昨年度から実施しています養殖施設の綱を繋ぐ係留環を太くして機能向上を図るものであります。次に生産基盤整備事業負担金として1,440万円を追加。これも一昨年から整備を始めました中の川漁港の天蓋施設整備事業の町負担分として追加するものであります。内容につきましては説明資料6ページから8ページをご参照願います。

次に37ページ、5項地域産業担い手対策費、1目地域産業担い手対策事業費で補正額はありますが、産業担い手の関係の内、林業担い手関係経費分に森林環境譲与税が充てられることから、その分50万円を財源内訳の方で補正しております。

次に38ページ、7款1項商工費、2目商工振興費に8万4千円を追加し、2,762万9千円とするものです。これは19節負担金補助及び交付金で中小企業融資保証料助成金として追加するものであります。

次に39ページ、3目観光費で補正額はありますが、7節賃金で地域おこし協力隊賃金を減額し、13節委託料で隊員募集業務委託料を追加するもので、これまで町のウェブサイトや新聞等メディアで募集を図ったり、東京での募集フェアに参加したりしておりましたが、応募者が未だいないことから隊員の募集やフォローアップをしていただく事業者に業務を委託して隊員確保に努めていきたいというふうに思っております。

次に40ページ、5目物産館管理費に30万円を追加し、1,607万円とするものであります。これは18節備品購入費で物産館に設置しています自動体外式除細動器いわゆるAEDですけれども、この有効期限が切れることから新しい機器を導入するものです。

次に41ページ、6目健康保養センター管理費に8,163万8千円を追加し、1億1,620万5千円とするものです。これは15節工事請負費にこもれば温泉改修工事に8,000万円を追加。また18節備品購入費に同じくこもれば温泉改修に伴い、新たに厨房施設を設けることになり大型冷蔵庫の購入費に133万8千円を追加。更に物産館と同じくAEDの有効期限が切れることから新しい機器を導入するものであります。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

次に、建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

建設水道課関係であります。

42ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に103万5千円を追加し、1億250万1千円とするものであります。内訳と致しまして、15節工事請負費で町道各路線舗装補修工事費に補修用材16トン分の費用として103万5千円を追加するものであります。これは今年の冬期の天候を考慮し前年度の7割程度予算を計上しておりましたが、春先の補修箇所が想像以上に多かったことから今後の補修箇所に対応するための増額であります。

以上で建設水道課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に、学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

教育委員会関係の予算の説明をさせていただきます。

44ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に25万円を追加し、7,313万3千円とするものです。内容につきましては、8節報償費で道徳教育講師謝礼として3万円。旅費で19万円。11節需用費に3万円をそれぞれ追加するものですが、これは今年度の北海道道徳教育推進校事業としまして渡島管内で涌元小学校が指定されたことによるものであります。複式学級における道徳の学習の在り方の研究成果の授業

公開、実践発表を行うものでして、事業実施のため北海道と知内町の間で委託契約を締結しまして25万円の事業費を計上したものであります。財源につきましては全額北海道からの委託料となります。

次のページ45ページになります。3項中学校費、1目学校管理費に30万円を追加しまして、3,666万7千円とするものです。内容につきましては、18節備品購入費に自動体外式除細動器(AED)の購入費として30万円を追加するものであります。これにつきましては、有効期限が来るとのことでの更新の費用になります。

次に46ページになります。6項社会教育費、4目青少年交流センター管理費に30万円を追加し、1,144万7千円とするものであります。内容は18節備品購入費でAEDの購入費として30万円を追加するもので、中学校費と同じ理由によるものであります。

次のページ47ページであります。7項1目保健体育費に30万円を追加し、5,237万4千円とするものです。内容は18節備品購入費にAED購入費として30万円を追加するもので、これも中学校費と同じ理由によるものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(伊藤政博)

続いて、歳入、地方債の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

予算書4ページです。歳入ご説明致します。1款町税、3項軽自動車税、2目環境性能割に30万円を追加するものです。これまでの自動車取得税が廃止となりまして、10月1日から50万円を超える車の取得に課税されるものです。今年度収入が見込まれる30万円を今回、追加するものです。

5ページです。7款1項1目自動車取得税交付金から500万円を減額し、350万円とするものです。只今ご説明のとおり、制度の廃止によるものです。

6ページ、9款1項1目地方交付税から3,217万8千円を減額し、18億2,716万5千円とするものでございます。普通交付税は7月に算定を終えまして平成30年度の確定額17億1,200万円に比べて1,800万円減の16億9,400万円の算定となりました。今後、12月と来年3月に特別交付税が交付されますけれども、それは大体例年1億3,000万円程度です。交付税全体が当初見込みに比べて減が見込まれるために今回減額補正をするものです。なお前年度繰越金8,400万円となっておりまして、2分の1は財政調整基金に積み立てますけれども、残り4,000万円は一般財源として今後活用していくことになります。

次7ページです。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に109万3千円を追加し、1億3,076万5千円とするものです。障害者介護給付・訓練費等給付費負担金として同額の追加でございます。

8ページ、13款2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に39万7千円を追加し、8,279万5千円とするものです。幼児教育無償化システム改修補助金として同額の追加でございます。

9ページ、13款2項8目衛生費国庫補助金に58万3千円を追加し、141万8千円とするものです。母子保健情報連携システム改修事業補助金として同額の追加でございます。

10ページ、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に45万4千円を追加

し、8,842万2千円とするものです。障害者介護給付・訓練費等給付費負担金として同額の追加でございます。

11ページ、14款2項2目民生費道補助金に50万円を追加し、1,111万円とするものです。地域づくり総合交付金、福祉灯油の分です。50万円の追加でございます。

12ページ、14款2項3目農林水産業費道補助金に1,851万7千円を追加し、6,930万5千円とするものです。農業費道補助金と致しまして、産地パワーアップ事業補助金948万2千円、ニラ葉先枯病対策排水改良事業として129万円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金として124万5千円、合わせて1,201万7千円を追加するものです。水産業費道補助金と致しまして、新技術強化型係留環設置事業として650万円を追加するものでございます。

13ページです。14款2項7目商工費道補助金に4,066万9千円を追加し、4,082万5千円とするものでございます。福祉の里事業と致しまして、こもれば温泉の改修事業分、地域づくり総合交付金の同額追加でございます。

14ページ、14款3項委託金、5目教育費委託金に25万円の追加です。北海道道德教育推進校委託金として同額の追加です。

15ページ、17款繰入金、1項1目特別会計繰入金に611万2千円を追加し、611万6千円とするものです。公共下水道事業特別会計から後期高齢者医療特別会計まで4会計の平成30年度決算による繰越金を一般会計にそれぞれ繰り入れるものでございます。

16ページ、17款2項1目積立金繰入金に4,644万3千円を追加し、6億9,787万8千円とするものです。農林漁業振興基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金、それぞれ対応する歳出の財源として繰り入れるものでございます。

17ページ、18款1項1目繰越金に7,408万8千円を追加し、8,408万8千円とするものです。先ほどご説明のとおり、繰越金決算確定による追加でございます。

18ページ、19款諸収入、5項1目雑入に195万6千円を追加し、2,645万6千円とするものです。道南ドクターヘリ運航負担金精算金として28万7千円、光ケーブル移設補償金、これは中の川の国道橋の架設に伴いまして、光ケーブルの移設が発生してございます。その補償金として71万7千円。水源林造成事業収入と致しまして、95万2千円を追加するものでございます。

19ページ、20款1項町債、10目水産業債に1,440万円を追加するものでございます。水産基盤整備事業として中の川漁港分でございます。これも過疎債になってございます。同額の追加でございます。

20ページ、21款1項1目環境性能割交付金に新たに120万円を追加し、設定を致します。自動車取得税交付金に変わる制度と致しまして、環境性能割交付金、本年度交付見込み額を追加するものでございます。

次に、地方債をご説明致します。

3ページです。第2表地方債補正と致しまして、追加でございます。漁港整備事業債、先ほどご説明の中の川漁港分です。限度額1,440万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、通常のものとは変わるものではございません。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

議案第4号の説明が終わりました。ここで暫時休憩致します。

再開は午後2時30分と致します。

(休憩 午後2時13分)

(再開 午後2時30分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、議案第4号の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

まず、2款総務費。

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

本来、議案の1号、2号、3号の時にこの話をすれば良かったんですが、今回、これに関連して町有地の測量業務委託料の500万円出て来ました。と申しますのは、江差福祉会との協定の関係、我々、議会全員協議会の中でこの話は十分承知はしてるんですが、たまたまこの間、議会カフェをやった中にですね、全員協議会の中身が全く町民にわかってこない。これを町民にわからせるために、もう少し議員が努力すべきでないだろうかという話が出ました。まさにこの話なんですよ。江差福祉会と協議をして締結をした。中身は町民誰も知らないです。あれは江差福祉会に譲り渡す部分だけしか知らない。そこで今回、この定例会の中できちっとですね、この話を本会議の中できちっと説明をしていただきたい。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長 (三原知明)

ご説明致します。江差福祉会とはですね、8月28日に町と福祉会との間で協定を締結しております、その協定の内容についてご説明をさせていただきます。まず、条項別になっております、第1条としましては、目的を規定しております。障害者就労支援施設、これは文化交流センターを活用したりネン施設のことでございますけども、支援施設及び支援施設と合わせて町有地において実施する障害者居住施設の設置に関して円滑に推進することを目的としております。続いて、第2条は、必要な準備、手続き、諸課題の調整に関して両者が連携することを規定しております。続いて、第3条、知内町が文化交流センターの土地及び建物を有償で江差福祉会に譲渡することを規定しております。続いて、第4条、居住施設の設置の関係でございますけども、知内町が財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第4条の規定に基づき町有地を江差福祉会に無償で貸与することを規定しております。最後に有効期間の関係、第5条に規定しております、有効期間は支援施設の設置にあたっては第3条に規定する所有権の移転が完了するまでの間。また、第4条の居住施設のように供する土地にあっては無償貸与の期間とすることとしております。あと今回、予算補正の中で500万円ということですが、総務企画課長からも説明あったとおり、現在の土地一筆を、それを二つに分筆する。分筆する費用として500万円の予算補正を提案させていただいております。説明は以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

内容についてはわかるんですが、最終的にその協定の中で売却金額から全て決まった訳ですね。その辺の話もちょうと説明いただけますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長 (三原知明)

ご説明致します。まずですね、事業の内容について再度ご説明申し上げます。江差福祉会は障害者就労支援施設を文化交流センターを町から購入して設置します。ここではリネンサプライの工場及び函館方面のホテルですとか、老人福祉施設のルームメイキング事業を行う。そうした部隊の基地として、来年度、施設整備の工事を行い、再来年、令和3年の春、開業するという予定になっております。ここで従事する障害者の方はですね、現在40名が想定されておまして、就労支援B型で、関わられるスタッフの方は10名から15名と聞いております。それからですね、文化交流センター、町が有償譲渡するにあたっての金額ですけども、1億1,063万8千円で購入していただくと。こちらについては、今年度、分筆作業を進めて、今年度中は町の施設として継続して活用しますけども、来春ですね、お支払いいただいた後に、所有権移転を図るという予定でおります。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

ちょっと1点、補足させてもらいますけども、今、町で管理した場合の状況なんですけれども、早急に暖房、それから水道管の取替工事というのが必要になってきます。それから今後、屋根の屋上の防水工事、それから将来的な解体も含めると、5億から6億の維持管理費が必要になるということで、今回、有償で譲渡するということで協定を交わしていただきました。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

関連してですけど、全協の中で学校の石碑。まだその辺の回答もらってない。それはどうするつもり。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

先般、江差福祉会の理事長さんと協議をした中ではですね、現在のまま、現状のままで置いて全然構いませんということであります。ただ、町としても将来的なこととして、グラウンドの敷地は町の方の敷地ですので何らかの支障があれば、そちらに移すということは考えておりますけども、福祉会の方では現状のままで全く問題ありませんということの確認をいただいております。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

現状のままで福祉会は関係ないけども、こっちで勝手に人の土地に入っているのか。その辺どうなの。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

その件についてはですね、表にある施設ですので、表を見ていただくことについては、支障はありませんということですので、全く問題ありませんということです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

教育委員会にちょっと質問。あの下にタイムカプセル、小学校移動した時、埋めてなかったか。その辺情報として。

◎ 議 長 (伊藤政博)

学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (帰山亮一)

すいません。その辺の情報については、確認しておりません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

確認してください。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に2款総務費、ございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

文化センターと一緒になんですけれども、21ページにね、廃棄物運搬処理委託料ありますけれども、確かあそこに大きなピアノがあったと思うんですよ。この間の議会カフェでもその物はどうなるのかという町民の方々も心配していましたし、私も大きいピアノ、どこにどうするのかなって、それだけちょっとお聞きしたいんですけども。

◎ 議 長 (伊藤政博)

社会教育課長。

◎ 社会教育課長 (松本泰行)

ご説明致します。音楽室にあるピアノですけども、高校の方にもちょっとピアノが無いということで確認したんですけども、別なピアノがあるということで高校は要らないですよということだったので、今、実はですね、もう結構な年数も経っててですね、ピアノ自体には結構ひび割れみたいなものも入ってるんですよ。移すのにも相当な費用が掛かると。結局ピアノなので、人力で最初持てるかなと思ったんですけども、300、400キロあるものなので、業者さんに頼まなきゃいけないというのもあるので、まだちょっと考えてるんですけども、今のところはあのままにしておいてもいいのかなと。一応、公民館の方に持ってこようかという話もあったんですけども、まだちょっとそこまで100%の回答してません。

◎ 議 長（伊藤政博）

2 款総務費、他にございませんか。

9 番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

予算とは直接関係ないんですけども、町長も午前中にですね、行政報告の中で小谷石の部分、ちょっと触れてましたよね。通行止めの。道道の通行止めの部分で。前もこれ一回、通行止めになって、いろいろ議論した経緯あって、小谷石の皆さんが帰宅困難者になった場合の対応とかどうなんだということをちょっと議論した経緯あるんですけど。今回は話聞いた中では、なんかそういうことは無かったみたいなんですけど。その辺について、なにかそういうものは無かったのか、ちょっとまず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

午前中に町長からの行政報告でもお知らせしたとおり、道道の涌元小谷石間通行止めとなりました。ただ、こちらの方でも降雨の状況ずっと確認しておりまして、120mmを超えると通行止めになるということは事前にもう決まっていることですので。前段、いろいろインターネット上の降雨情報だとかも確認しながら、土木現業所の松前出張所ともずっと連絡のやり取りをしてございました。夜の7時前後でまだ120mmに至らないということで、出来れば今後もし雨が収まってくると、通行止めにしなくてもいいかもしれないという可能性もまだ残されておりました。ただその後も引き続き少しずつなんですけれども、雨が降ってしましまして、夜の8時半頃だったと思います。残念ながら120mmを超えてしまったので、通行止めにはせざるを得ないという情報をいただきまして、私の方ですぐ防災行政無線で9時から通行止めになりますという放送も入れ、小谷石と涌元の町内会長さんにも事前にお知らせをしてそのようなことになりますので、もし町民の方で不便になるようなことがあればお知らせしてくださいということもありましたし、もし小谷石に帰れないという人が発生した場合に、役場に来られた場合には和室の休憩室も準備も致しまして、そちらに毛布も設置して準備をしてございました。幸いそのような利用者はいらっしやいませでしたし、朝5時45分に幸いにも通行止め解除ということで、それは6時15分に防災行政無線で皆様にお知らせをしておりますけれども、今回はそのようなことで実害といえますか、それで不便がかかった状況というのは確認はされてございませんでした。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

9 番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

それは良かったなと思うんですけど、ただこの部分についてはやっぱりこれからも今のこの自然の状態を見ますと、これからどんどん雨、風が強くなってきて日本全体、世界中の全体でも災害の発生率が大きな甚大な、被害が大きく発生するのかなという、私も懸念を持ってるんですけども。その中で午前中にも一般質問で出ましたけども、ハザードマップの部分で、新しいハザードマップが出来ればですね、そういう部分をきちっとハザードマップに載せてもらってですね、やっぱり宿舎だとかいろんな帰宅困難者の部分、出た場合の連絡先だとかそういうものをきちっとやっぱり皆さんにわかりやすく、町民の方々にも告知してもら

うような形で検討してもらうことは出来ないのか、まずお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

ハザードマップ、今、北海道がシミュレーション致しました知内川を始め、道の管理河川の他に町の管理河川と致しまして、新重内川ですとか、外記川、又瀬川、山栗川だとか、小谷石の川ございます。そちらの方は町が管理してございますので、そちらの方は新たに業者に委託をしてシミュレーションしながら、最適な避難場所だとかも、その委託業務の中で作ろうとして選定して参ろうというところでございます。今、ご質問いただきました今の小谷石の、例えば120mmになると通行止めになる情報ですとか、あと小谷石地区に土砂災害の警戒区域、あと涌元にも相当数ございますので、そちらの方もマップの中に表示をし、更に今北海道でタイムラインと言いまして、発生予測の3日前からどのような行動を順番にしていくということも順番的に時間的な行動というものの標準として決められているものもございませぬので、そちらの情報もハザードマップに載せながら町民の方々が事前に迅速に、且つ安全に避難の行動が出来るようなマップを作り上げていきたいと考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

わかりました。そういう形ですね、町民の方にわかりやすいような形のものを作ってお知らせ願いたいと思います。それからもう1点、8月の広報の部分に載っていましたが、定期監査の報告書の中にですね、パン工場とかき小屋弁当の製造工場の部分で載ってたんですけども。

◎ 議長（伊藤政博）

9番議員さん、すいません。それ産業の方でやってもらえる。

弁当工場の話でしょ。産業の方でやってもらえますか。

今、総務ですから。総務課関連ですから。

2款の総務でするので、かき飯弁当の話になると、産業課の方でやってもらえますか。

2款総務費、他にございませぬか。

なければ、3款民生費。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

24ページの部分で、子ども・子育て会議の報酬の部分について、これはどういうふうなことでこの会議を開いたのか、もし理由があったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。今年、平成31年度にですね、子ども・子育ての推進計画というのが見直しになる年なので、それでその計画の原案を作った段階です、16名の委員さんに集まっていたいて、その計画を検討していただくという会議になります。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

そうしたら、これは今回、初めて。これから具体的なもの、アクションプランだとかそういうものを作るという形で宜しいですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

あくまでも更新の、計画更新ということで。今後、今年度中に策定ということになっておりますので、12月ぐらいを目処に開催したいと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

そうしたら、会議的には定期的に会議をやって、その出た分の不定期的に必要な時に集まって会議を開くということで理解して宜しいですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

そういうことになります。今年度限りの会議でございます。今年度に限った会議でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に、3款民生費ございませんか。

ないようでありますので、次、4款衛生費。

ありませんか。

次、6款農林水産業費。

6番、吉田君。

◎ 6 番 (吉田峰一)

32ページなんですけども、強い農業の担い手づくりの総合支援交付金ということで、124万5千円ということになってますけども、これは田植機のGPS付きのものだということで説明を受けたんですけども、これはGPS基地局というのは必要ないですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長 (西野俊一)

ご説明致します。説明資料見出し4の1ページの方に、説明資料載せております。今、説明でもしましたとおり、1経営体でGPS機能付き田植機1台導入ということで、なっております。これらの資料もいただいておりますけども、基地局はいらなくて普通のGPS機能を付いた、察知して動く機械だということで説明は受けております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、吉田君。

◎ 6 番 (吉田峰一)

これは私、完全なものではないですけども、田植機械、もしくは農業機械というのは相当

誤差が厳しく要求されているんですよ。特に田植機械というのは一番先、春作業で植え付けして誤差が出る。そうするとその後に着いて行く、その後いろんな農業機械が入っていく。尚且つコンバイン等で刈り取りしていくと。ということで、誤差が出るということは作業性の効率が非常に悪くなってくると。聞くと何かその基地局を建てた方がより高度な運行が出来るんだということなんですけども、将来的にはそういうことも考えられるので、町としてやっぱその辺まで考えたその基地局まで建てて、誤差のないような自動運転が出来るような方法というんですか、そんなことも良いんでなかりうかなって、気はするんですけども。その辺は、この機械としての対応はどうなっていくんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長 (西野俊一)

ご説明致します。先ほど資料の提供を受けてちょっと全部は詳しくはないんですけども、株間のキープ、株間の調整をしたり、あと直進、直進を真っ直ぐ行くだとか、そういう機能でありまして、以前にドローンか何かでお話したとおり、今、地図情報というのが全部日本全国進んでおりまして、農地地図の関係ですね。その地図情報を入れると、もうドローンがそのとおり飛ぶという機能まで出来ております。ですから田植機の方もおそらく出来るのではないかなと思いますけども、今回、いただいた資料の中では今言ったように株間の調整、あと真っ直ぐ行くだとか、ちょっと言い方がですけども、簡易なちょっとGPSじゃないかなと思われまんですけども。今後、町長の公約にもあるAI農業だとか、そういうIOTですか、その関係でもいろいろ今、農協だとか業者さん入ってですね、研究しておりますのでその辺もしそういうもの整いましたら、うちに合ったものがあればですね、そういうもの導入に努めていきたいと思えます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

それに関連してでも宜しいですか。このGPS、私もその機械別な人だと思うんですけども、買った方とお話した時にやっぱり2回くらい歩いたら誤差、それを直していかなくやないんですって。だからそれが半径何キロだか何とかがってところにあるとそれをやらなくてもいい。これから知内の農業もどんどん高齢化が進むと思えます。もうはっきり見えてるんですけども。その中でやっぱり町として先日も稼働しましたけれども、湯ノ里の方のソーラーの中からの収益金等を少しはあてがって、元気のあるいつまでも続けれる農業を、またそれもまた海の方でも何かで活用出来ると思うんですよ、GPSは。だから、是非今後検討という言葉、先ほど笑われましたけれども、何とかこの知内の根強い農業というか、力強い農業を守っていくために、是非考えていただきたいなって、切に思えます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今のお話でありますけども、道路までもやっぱり基地局置いて衛星等を組んでやってるん

ですよね。それで誤差を1 cm、2 cmで納めるという話ありますので、それは皆さんたぶん承知してるんだと思います。それで自分の公約でもありますI O T産業ということで、今、どんどんどんどん時代は進化しておりますので、チップとチップを結べるインターネット、物と物をインターネットで結び付けるという、そういう時代に入っておりますので、今、農業それぞれ今、N T T東日本でしたか。と提携して進んでるところもありますので、どんどんどんどんこれからそういう進化も先取りしながら、活用していただければ有り難いと思いますので、それは随所、惜しまなく予算の計上出来ればと思いますけれども。ただ、段階ありますので、その段階に合わせて予算計上出来ればと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、6款農林水産業費です。

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

A I農業、町長もその辺の推進して、去年、一昨年、上士別の位置わかるかい。どの辺だか。大規模基盤整備して、田んぼ一枚6町。そこに行政が財政支援して、基地局設置して、トラクターから田植機から全て基地局から、いわゆる信号流して全部やっています。今、去年も当町のちょっと大きい農業生産法人が、機種名喋れば問題あるから、大型トラクターにGPS機能が付いたトラクターで2町歩くらいの畑、GPSから信号送って、自動運転で試験的にやってるんだ。それでその生産者の要望としては、将来的に国営事業の開畑、これ面積かなりあるから1区画辺り、それで将来的には町も財政支援をして、基地局の設置をお願いしたいという要望もあります。将来に向けて、知内の強い農業、一次産業づくり、改めてこの労働力の確保と、そういう方向性に何か向かっていくような、今の若い人はそういう考えでおります。それで、一応そういうふうにして財政支援お願いするという声もありますけども、この今、町長さん、先ほどA I農業と言ったけれども、その推進する考えはありますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

基本的な、そういうA I、I O Tを活用するということになれば、大規模の農場が必要だと思うんですよね。そういう意味では、どんどん土地の集約をしながら、大規模にやってて効率を更にするというのが必要になってくるだろうと思いますので、お互い連携しながらその辺は投資効果あるだろうと考えておりますので、検討していきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

規模拡大はあるけども、いわゆる基盤整備して広くなくても、いわゆる今、例えば労働力、いわゆる十勝の方でもそういう労働力ないから2台のトラクターを一人で動かして、そして夜でも動くんだ、とにかく。そして作業効率を高めて、別に途中基盤整備してる訳ではない。一区画当たりは広いけども。だから、ここも将来的にトラクターばかりでなく、全てのものに今からA I農業、今言った田植機でも何でも入ってくるんだ。その面積当たりで。だから、それでいわゆるこの耕作面積、それなりに維持していくのであれば、そういう考えも行政として必要でないですか。今、検討すると言ってるけれども、大いに検討して将来的な展望を。

また言えば、先行投資という話になれば、また怒られるかもしれないけども。そういう形で、知内農業の将来をまた支えていただければと思いますので。答弁はいいですね。検討すると言いますから。わかりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に6款農林水産業費、ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

説明資料の4ページの部分で、ちょっとわからないものですから。ニラ葉先枯病の対策の部分ですね、事業内容が暗きょになってるんですけど、そんなに大きい面積ではないのかなと思うんですけど。この部分は、そういう実際に病気が出た方が対象でこの面積とかになってるのか。それとも希望者がなってるのか。その辺、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長（西野俊一）

ご説明致します。4ページにあるとおりの事業内容なんですけども、これは実は生産組合の方から葉先枯病が凄く出てですね、これはここに書いてある湿害でやっぱり出るということです。それでハウスがですね、もう何年から何十年というハウス、施設建ったままですよ。休ましたりはしてるんですけど、ハウスの的にはそのままずっと設置してるのがほとんどなものですから、ハウス内の排水対策をやりたいということで、新町長になってからですね、生産組合の方から相談がありました。それでうちの方も北海道の方に今、相談してですね、丁度、振興局長が今、農政部長になった方でしたので、農業に精通しているのは是非とも振興局管内でそういうことを出来ないかということでいろいろ相談したところですね、そういうことで湿害対策であればいいんじゃないかということで、この地域づくりの方で今、手を上げさせてもらってます。ただ、実際にですね、施工、今度業者の方と農協生産組合と今やってるんですけども、どうしてもハウス内の高さも制限ありますので、機械を使った施工がですね、なかなか困難な部分もあってですね、ちょっと本来はもっと事業量が要望とつたらですね、1千万も2千万も事業量としてありました。それで今回、調査して先ほど私実証調査ということで言わしていただいて、とりあえず4戸の農家さんをまず先日ですね、やってみました。それで湿害ですので、毎日みたくデータをですね、水分調査だとか天候の調査だとかを全部調査取りしておりますので、その結果を踏まえてですね、次年度以降この事業ではありませんけども、違う農業の事業ありますので、それでやっていくと。ただ、先ほど言った工事業者さんがどうしてもハウス建ったままだと出来ないという部分がまだ今解消されていない部分もありますので、となると新しく建つとこにだけなるのか、それともハウス内、その建ったまま出来るのかはですね、今、業者さんと農協と生産組合の方で詰めております。あくまでも今年については実証事業ということで今、データ取りをしていますのでそれによって葉先枯病が削減されるなり無くなることを今、検証しているところであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

他にございませんか。

ないようですので、次7款商工費。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

先ほど失礼しました。今回の定期監査報告書の中でかき弁当工場について。今、現在稼働してるという形で書いてあるんですけども。やはり弁当工場ですから、一般の分には売る訳ではないと思うんですけども。やはりこれは30年度の部分の事業の中で今回、こういうふうに遅れて指摘された部分あるんですけど。やっぱりですね、稼働した場合にですね、やはり一般の方に売る訳ではないって言いながら、やっぱりきちっとしてですね、町民の方々もイベントとかそういうもので何か使うようなことがあれば、そういうものをきちっと稼働したら稼働したって告知というものは私は必要でないかと思うんですけど。町としてはそういう形の部分での指導という、そういうものはやってこなかったのかどうなのか。その辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長 (西野俊一)

ご説明致します。こちらにつきましては、先ほどの指摘のとおりでありまして、本来、私達もちょっと認識不足でパン工場と同じくすぐ4月なり遅くても5月に稼働するのかなと思っただんですけども、やっぱり保健所の関係がですね、かきを扱う部分と、あと冷凍で出すという部分だとかがありましてですね、ちょっと保健所の手続き関係、指定管理を受けた業者がですね、指定を受けてから始まったもんですから、ちょっと遅れた部分が正直あります。それで6月の中旬頃から工場としては製品を作れることにまず、なってます。それで周知がちょっとこれも不足してるのかもわかりませんが、生食作って、工場で作ってですね、かき小屋の方ではもう既に販売しております。ただ、この周知がですね、今流行のSNSだとかそっちの方ばかり集中して周知してるものですから、是非、新聞折り込みだとかそういうもので周知して欲しいなということは今、再三申し上げておりますので、近々チラシ等では町民に周知は今、図れると思います。その他に合わせて、向かいのコープさっぽろの方にもですね、今、申し込みをしてですね、ここだけの店の許可にならないのでやっぱり本部の方で今、検討してですね、もしかするとそれはこっちの店だけじゃなく店舗も販売出来るのか、それも生食であると7、8時間しか持たないということも聞いておりますので、その範囲の中で売れるのか、あとスリーエスの方の物産館の方でも売る準備をですね、進めようとしております。あとメインの冷凍の方ですけども、これにつきましては、広報に書いたとおり9月の頭、8月の終わりぐらいから実際に出すことが出来まして、今、オータムフェスタという札幌の方で1ヶ月、大通りで何万人、何十万人も来るイベントやっております。もう最終場にきております。そこにはこちらの工場の方から、週に2千個ぐらいですか。今、送っております。あちらの方で後、最後、最終調理するような形でやっております。平日で200個ぐらい、土、日では500個から600個ぐらい売れてるような状況ですので、それらを今、イベント終わりましたら10月以降ですね、随時、これも説明したことあると思うんですけども、事業者が30店舗ぐらいあるチェーン店なもんですから、そちらの店舗にもですね、冷凍で送って、まず販売すると。そうすると1日に何百個という単位になりますし、あと前にもこれ説明した駅弁、空弁等もですね、今後事業者と町の方も新名物プロジェクトということで謳っておりますので、町の方と一体となってですね、そちらの方も開拓していきたいというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に7款商工費、ございませんか。

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

こもれば温泉保養センターの改修工事の分もここで聞いていいんですね。8千万程の補正になっています。それで、前に全員協議会でも説明を受けましたけれども、私としては福祉の里づくりで4千万程の道の補助金が出ていますけれども、一つ私がとても気になるのはその中でもサウナのところです。今までは加温式のサウナと、それからシャワーと言いますか、そういうのが代わり番こずつ使えるようになっていきます。それが今度、一箇所は屋外にもサウナを付け、それから今あるそのサウナを改修して二つにするということなんですね。これが全部補助金で丸々使えるというのなら、私は異議は唱えませんが、半分はやっぱり町の持ち出しです。税金です。ですから、これまでこもれば温泉の入場者というか、入っている人達がどんどんどんどん増えていて、江差福祉会が経営すると尚更増えるというような、そういう見通しは私は思っていないです。現状維持で頑張っていたらいいなというふうに思っている時に、400万程の、860万ですか。その加温式のところ。そこに半分の税金をつぎ込むのは、本当にどうなのかと、正直二つもサウナが必要なのかと、そういう思いでずっと情報提供を受けた後も考えていました。このことについては、二つサウナを作るという、その二つの一つを屋外にするということなんですけど、どういう考えでその二つを、サウナに付けるというふうになったのか、お伺いしたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長（西野俊一）

説明資料の8ページで、ちょっとご説明したいと思います。図面ですね。9ページですか。すいません。9ページです。これも図面見ていただいて、これ説明は前にしていますけども、再度同じ説明になるかと思いますが、説明させていただきます。今、真ん中のちょっと上の方に右側にサウナと書いてあるところあります。それから、真ん中のプールを挟みましてテルマリウムと書いている、ここがサウナです。この二箇所が今あります。議員言われるとおり、乾式サウナです。ドライサウナ、ミストサウナという形です。今回、フィンランドサウナというのが今非常に流行っているということをお聞きしまして、そのフィンランドサウナを二つとも導入しようということで検討しておりました。ところが、二つともフィンランドサウナにするのとは、今回、外出しにした、これフィンランドサウナなんですけども、そんなに金額は変わらないという部分と、それからこのテルマリウムの方はですね、ミストサウナなんですけども。結構傷みがそんなになかったという、少し剥がれた部分ありますけども、本体自体が技術屋さんに見ていただいて、そんなに使える状態だということがわかりまして、調査設計の中ですね。じゃあ、これをまず生かさそうということと、じゃあフィンランドサウナ、じゃあいらないんじゃないかという議論もありますけども、それを外に付けてですね、他の結構今の温泉施設ですね、サウナを外に設置してるとも結構増えておまして、何故かという温めた身体を外に出してですね、冷やすのが凄く今流行っているということも情報として得ましてですね、じゃあその分をフィンランドサウナ二つということで計画あったんで、一つはそのドライサウナのどこ付けて、一つは外出しに付ける。このテルマリウムのと

こは先ほど言ったとおり、そんなに傷みがなかったんで、そのまま使おうという計画の調査設計の中でなってますね、今このような工事費になったということでもあります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

思ったより傷みが少なかったということ。ミストサウナの方ですね。前も伺ったんですが、一週間後とか一ヶ月後とかわかりませんが、交代で男湯と女湯と交代する訳ですから、ミストサウナをそのまま生かして使って、そのままではいいのではないかというふうの一つ思うんですよね。それも例えば都会の真ん中で若い人達がサウナをどんどん使っていると、そういうような場所であればサウナが一つ、二つぐらいあっても利用者が増えるのかなというふうな気がします。しかし、この4千人の町です。どれだけの人達がサウナを使うでしょうか。ですから、本当にミストサウナが改修に思ったよりお金がかからなかったという部分もあるのかもしれない。だから、更に加温式のサウナを屋外サウナとして作るというふうな考えに至ったのかもしれないけれども、本当にそれでいいのかなと私はさっきも質問しましたけれども、お金の使い方、どんどん高齢者も増えてきますし、そういった面で言えばそういうお金の使い方を本当にしていいのかという疑問を持っています。これ以上は言いませんけれども、そういう気持ちであります。答えは要りません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7款商工費であります。他にございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

39ページの部分で、地域おこし協力隊の分でちょっとお伺いしたいと思います。今回、賃金の方で150万減額、そして13節委託料でその分スライドして委託料の方に振り分けたのかなと私は思うんですけれども。この辺については、協力隊の分が募集がなかったみたいなんですけれども。これを委託して今後うちの町に協力隊を来てもらうための形だと思うんですけれども。その辺について、どういう経過でこういうふうになったのか、まずお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長 (西野俊一)

ご説明致します。地域おこし協力隊については、町の職員で雇ってですね、計画としては推進機構の方に居てもらってですね、推進機構の方で5割のうち4割して、うちの方で4対1の形でですね、ちょっと勤めていただくという計画で、まず、募集しております。募集については、5月20日から6月14日で町のウェイブサイト、それからメディア等、新聞等で募集をしております。それから合わせて7月下旬にですね、東京の方で開かれました合同募集フェアの方にも参加しております、その中で3名の方と、うちの職員1人派遣してですね、面談しております。好感触の人も居たんですけれども、結果的にはその方々もまだ応募がないということになっております。全国的にもですね、今、だんだん地域おこし協力隊の導入が進んでおまして、5千人から6千人全国、北海道でも700人ぐらい居るらしいんですけれども、だんだん募集する市町村が多くなってるということで、なかなか選ばれづらい

部分があります。それからうちの町につきましても渡島管内ではもう全ての市町村でもう導入しております、うちの町は最後ということで。やっぱり今回、初めて募集するということで応募の候補者については、やっぱりちょっと避けるような傾向があるということも業者さんから聞いておまして、それも鑑みましてこのまま募集をですね、ウエイブサイトだけでいいのかということも議論しまして、その中で隊員の募集フォローに関しました専門の方が、業者がいらっしゃるといって、その辺に今、頼んでですね、今回、募集をかけさせていただいて、来た方についてはさっき言ったフォローも含めて金額、入ってますけども。どうしてもやっぱりフォローが大事だということ。もし来たとしてもですね、他の人事でも同じなんですけども、来てもなかなかその町に合わない。仕事が合わないとかあると思うんですけども、その辺はこの専門業者がですね、フォローアップが上手だということも聞いておきますので、その辺我々も勿論頑張りますし、商工会の方にも頑張ってくださいですけども、その辺やっぱり業者に頼んでですね、募集を図りたいということで提案させていただきました。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

わかりました。ただ、あのですね、やはりこの協力隊の方々ね、今、課長の説明で言いますと、私は募集した時に、確か6月か5月の議会だと思うんですけども。私自身としては中途半端な時期に申し込んで、もう少しやるんでしたら新年度という形で早め早めに手を打つのが本当ではないのかということを感じたんですけども。この辺について、やはり賃金体系の150万というのはかなりちょっと低いのかなという部分あるんですよ。やっぱりそういう町おこしをしてもらうために今、今回、課長の説明によると専門の業者に委託することなんですけども。もしこれがですね、来た場合にですね、条件が合って来た場合にですね、中途半端になるんですけど、その形でも来た時点で採用するという形で理解して宜しいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長（西野俊一）

ご説明致します。中途半端というかですね、勿論全てがあちらの方で応募していただいて、リストなりが来ますので、出来れば知内の方に来て欲しいということで募集を最初からやっておりますので、その辺はこちらの方も勿論選ばなければなりませんので、全て来たものが採用かどうかはですね、その辺は面談をしてですね、決めていきたいと。その面談等につきましてもこの会社の方でアップしてくれますので、その辺指導いただきながらですね、人選に努めていきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

わかるんですけど、ただ、やっぱりこういう部分についてはですね、やっぱり人対人なものですから、やはり来てもらう以上はやっぱりそういう形のきちっとしたフォローアップが本当に重要だと思うんです。ただ、その中でですね、やはりこういうものうちの町として逆

にですね、うちの町に足りない業務的なものをきちっとやって欲しいというようなものを、逆にアピールするような形で募集をかけたことはないんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長（西野俊一）

ご説明致します。昨年の4月にDMOと言われている知内推進観光機構出来ました。そちらの業務を先ほど言ったとおりメインにやっていただくということで。その業務内容には地域内の業者さんの掘り起こしだとか、意向調査だとか、そういった地域に密着したまじ仕事と、あと町内外にPRする仕事等をですね、書いておりました。結構詳しくは書いておりました、観光に興味がある、観光に精通している方であればですね、ちょっと応募しやすいんじゃないかと、ちょっと自負ですけども。書いたような内容で今、募集しております。金額ちょっと先ほど議員150万じゃなくて、減額が150万なので、実際には年間活動費も含めて250万ぐらいで今、見ておりました。ただそれもですね、各市町村でですね、今、交付税以外に独自の上乗せもしてるところもありますので、その辺もちょっとこれから調べながらですね、その辺給料もですね、これでいいのかということも検証していかなければならないと考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

7款商工費、ございませんか。

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

商工費ばかりではなくて、全体的な問題で。AED、今回、6箇所更新になってるんだけど。これ全町的には相当な台数ありますね。この更新期間というのは何年。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

町内、行政で把握している、町で設置しているものは町内で16箇所ございます。16箇所です。耐用年数は5カ年間です。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

なるべく質問、3回で終わらせます。5カ年の中で、実際使ってるのは何カ所あります。実際使ったことのあるところは何カ所。ほとんどないべ。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

すみません。使用実績はこちらで把握はしてございませんでした。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

聞いている中では、例えばこもれば温泉辺り、ついこの間まであること知らなかった職員結

構居たんですよ。ということは、5年間丸つきり使ってないのがほとんどだと思うんですね。これ取り替えるのに30万かかります。相当な額ですよ。どうなんですか。これ例えば機能検査をして、まだあと何年か持ちますよという、こういう制度にはならないの、これ。5年ごとにこれ替えていったら最終的、どこが儲かるの、これ。その辺もう少し考えてみたら如何ですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

5年の間に全てを更新するというのではなくて、消耗品のパッドだとか途中で交換してございます。主に蓄電池がございます。そちらの方が5年間でもう使えなくなるということで、もし設置していたAED、これまでも幸い使用実績はないんですけども、いざそのような患者の方が発生して、あるAEDが動作しなくて死亡に至ったですとか、重い後遺症が残ったという場合には、町が重い損害賠償責任を負うということで、他の裁判事例も発生しておりますので、今、議員おっしゃるとおり、1台30万という本当に高いものではあるんですけども、設置している以上は計画的に更新していかざるを得ない状況となっております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

蓄電池を、5年しか持たないんだったら蓄電池を取り替えたり、取り替えるいろんなその工程の中でそれを点検したらまだ持つよという方法というのはあると思うんですよ、機械ですから。その辺もう少し研究してみたらいいですよ。いろんな形で今、経費を節減しなきゃならないと言ってる時にだよ。16台掛ける30万、どういうことになります。その辺ちょっと考えていただきたい。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

おっしゃるとおりだと思います。出来るだけ更新時にですね、使えるものは使いながらバッテリーの部分だけ交換して、より低減に更新出来る方法がないのか、引き続き調査検討して参りたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

他にございませんか。

ないようですので、次、8款土木費。

ありませんか。次、9款消防費。

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

ちょっと余計なことかもしれないんですけども。これ全国大会に行って来た旅費を出していただいたということなんですけれどもね、その時この方々がやっぱり知内の安心・安全を守ってる方々ですよ。それが地区大会、道大会を得て全国大会まで行って、それで私の聞いてるところでは、それなりの成績で帰って来たということ聞いてまして、先ほど説明

した時にね、ちょっとそれはみなさんに披露していただいた方が良かったんでないかなって、ただそれだけです。お答えは要りませんけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

私のわかってる範囲で説明したいと思いますけれども。全国大会、北海道から匍匐前進ですね、北海道代表として3チームの中の1チームとして知内消防署から4名ですね、出席、参加しております。それで全国大会で満点ということで、入賞したということで、北海道から参加した中では一番の成績を取ったということで聞いております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

9款消防費であります。他にございませんか。

なければ、10款教育費。

ないようであります。歳出全般に質疑漏れございませんか。

歳出の質疑がないようでありますので、続いて歳入一括質疑を受けます。

歳入の質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、歳入の質疑を終わります。

次に地方債の補正について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

補正の方の質疑もないようであります。これで質疑全般を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第5号、『平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第5号、平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明致します。

最初に、歳出よりご説明致します。6ページをお開きください。申し訳ございません。提案内容をご説明致します。

議案第5号、平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成31年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,033万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,445万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

続いて、中身を説明致します。まず、歳出から説明致します。6ページをお開きください。2款保険給付費、3項移送費、1目一般被保険者移送費に14万1千円を追加し、21万1千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金に骨髄移植に必要な骨髄液を医療機関まで運搬するための経費の不足分を追加するものです。

次に7ページです。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、申し訳ございませんが、システムエラーにより不用な2文字が印刷されておりますので、1項の医療給付費分の後の付金というのを削除お願い致します。2目退職被保険者等医療給付費分に1万7千円を追加し、9万2千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金に国保連合会に納付する退職被保険者の医療給付費分を追加するものです。

次に8ページです。2項後期高齢者支援金等分、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分に4千円を追加し、2万7千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金に国保連合会に納付する退職被保険者の支援金分を追加するものです。

次に9ページです。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費から87万5千円を減額し、399万9千円とするものです。内容は13節委託料で先ほど一般会計でご説明致しました健康管理システム改修委託料を一般会計に組み換えしたことによる減額です。

次に10ページです。2項1目保健事業費に190万円を追加し、573万3千円とするものです。内容は12節役務費に5万8千円、18節備品購入費に181万7千円、27節公課費に2万5千円で、購入から21年が経過し、使用出来なくなった保健活動車を更新するための追加です。

次に11ページです。6款1項1目基金積立金に2,892万6千円を追加し、2,892万7千円とするものです。内容は25節積立金に平成30年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

次に12ページです。8款諸支出金、1項3目償還金に22万2千円を追加し、22万7千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料に平成30年度事業実績による額の確定に伴う国庫補助金の返還金として追加するものです。

次に歳入です。3ページをお開きください。1款1項国民健康保険税、2目退職被保険者国民健康保険税に2万1千円を追加し、30万4千円とするものです。内容は4節から6節まで合計2万1千円の退職被保険者の滞納繰越によるものですが、滞納者は1名で6月に完

納となっております。

次に4ページです。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金から73万4千円を減額し、4億7,411万4千円とするものです。内容は1節保険給付費等交付金（普通交付金）に歳出予算で説明致しました移送費に係る交付金として14万1千円を追加するものです。また、2節保険給付費等交付金（特別交付金）から健康管理システム改修委託料分として87万5千円を減額するものです。

次に5ページです。6款1項1目繰越金に3,104万8千円を追加し、3,104万9千円とするものです。内容は1節繰越金に平成30年度決算に伴う繰越金を追加するものです。

説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第6号、『平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。

議案第6号、平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

平成31年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,440万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

続いて中身を説明致します。

歳出よりご説明致します。5ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金から38万6千円を減額し、6,643万8千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で平成30年度後期高齢者医療事務費負担金の額の確定により、平成31年度事務費負担金との相殺処理により38万6千円を減額するものです。

次に6ページです。3款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金に31万3千円を追加し、31万4千円とするものです。内容は28節繰出金に平成30年度決算に伴い一般会計へ繰り出しするものでございます。

次に歳入です。3ページをお開きください。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金から38万6千円を減額し、3,164万2千円とするものです。内容は1節事務費繰入金から平成30年度後期高齢者医療事務費負担金の額の確定により減額するものです。

次に4ページです、4款1項1目繰越金に31万3千円を追加し、31万4千円とするものです。内容は1節繰越金に平成30年度決算に伴う繰越分を追加するものです。

説明は以上で終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第7号、『平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第7号、平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ2, 406万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1, 739万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

続いて内容を説明致します。

歳出からご説明致します。5ページをお開きください。3款1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金に1, 403万7千円を追加し、1, 403万8千円とするものです。内容は25節積立金に平成30年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

次に6ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に733万7千円を追加し、733万8千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料に平成30年度事業実績に伴う介護給付費国庫負担金等の額の確定に伴い、返還金として追加するものです。

次に7ページです。2項繰出金、1目一般会計繰出金に268万6千円を追加し、268万7千円とするものです。内容は28節繰出金に平成30年度事業実績に伴い一般会計へ繰り出しする額を追加するものです。

次に歳入です。3ページにお戻りください。5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金に31万8千円を追加し、6, 596万2千円とするものです。内容は2節過年度分に平成30年度事業実績に伴う介護給付費道費負担金の額の確定に伴い、追加するものです。

4ページをお開きください。7款1項1目繰越金に2, 374万2千円を追加し、2, 374万3千円とするものです。内容は1節繰越金に平成30年度決算に伴う繰越額を追加するものです。

説明は以上で終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

1点だけ、ちょっと確認させていただきます。前年度の繰越金が2, 374万2千円と、それから基金の積立金が1億3, 719万9千円で宜しいでしょうか。すみません。基金の積立金ここに載ってないんですね。ごめんなさい。じゃあ、後で聞きます。宜しいです。わかりました。いいです。

◎ 議長（伊藤政博）

いいの。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第17、議案第8号、『平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐藤和人)

議案第8号、平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ804万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億5,373万4千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致しますので、5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に264万6千円を追加し、1,385万円とするものです。内訳と致しまして28節繰出金に264万6千円を追加するものであります。これは平成30年度会計の確定により一般会計に繰り出すものであります。

続きまして6ページをお開きください。2目施設維持費に540万円を追加し、7,272万5千円とするものであります。内訳と致しまして15節工事請負費に中の川改修工事に係る国道橋架替に伴う下水道管布設費用として540万円を追加するものであります。工事箇所等につきましては、説明資料見出しナンバー5、建設水道課資料2ページをご参照ください。

続きまして歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に264万6千円を追加し、264万7千円とするものであります。内訳と致しまして1節繰越金に264万6千円を追加するものであります。これは前年度繰越金であります。

続きまして4ページをお開きください。5款諸収入、2項受託事業収入、1目受託事業収入に540万円を追加するものであります。内訳と致しまして、1節道受託事業収入に540万円を追加するものであります。これは先ほど歳出でご説明致しました中の川架替工事に伴う下水道管布設費用で、北海道よりの補償金となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第9号、『平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第9号、平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,858万円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出補正予算」による。

歳出よりご説明致しますので、4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に46万7千円を追加し、72万8千円とするものです。内訳と致しまして28節繰出金に46万7千円を追加するものであります。これは平成30年度会計確定により一般会計に繰り出すものであります。

続きまして歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に46万7千円を追加し、46万8千円とするものであります。内訳と致しまして1節繰越金に46万7千円を追加するものです。これは前年度繰越金であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第10号 平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第19、議案第10号、『平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第10号、平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について。

第1条、総則であります。平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。平成31年度知内町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。区分。（4）主要な建設改良事業、配水設備改良費、補正予定額1,760万円、計2,410万円。

資本的収入及び支出であります。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入であります。1款資本的収入、3項補償金、補正予定額1,425万1千円、計2,075万1千円であります。

続きまして支出になります。1款資本的支出、4項建設改良費、補正予定額1,760万円、計5,989万8千円です。

続きまして2ページをご覧ください。平成31年度知内町水道事業会計予算実施計画であります。資本的収入及び支出であります。

収入についてご説明致します。1款資本的収入、3項補償金、1目移設補償金、1節移設補償金に1,425万1千円を追加し、2,075万1千円とするものであります。内訳と致しまして鉄道運輸機構からの受託事業の国道228号線湯の里配水管布設補償金として334万9千円を減額するものであります。この工事費の減額は減耗に係る減額分であります。

また公共工事と同じく北海道による中の川改修工事に伴う国道中の川橋架替工事に伴う水道管の補償金として1,760万円の増額であります。

続いて3ページをご覧ください。支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、4目配水設備改良費、1節工事請負費に1,760万円を追加し、2,410万円とするものであります。これは先ほど説明致しました中の川改修工事に伴う国道中の川橋架替に伴う水道管布設費1,760万円の増額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

下水道の方でも聞きたいこと。課長の説明資料の方を見ると、何がなんだかさっぱり我々素人ではわからないんですよね、これね。赤と緑の部分でこの上の方にカーブになっているのが仮橋ということで、仮道路ということで、理解して宜しいんですか。まず。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。大変、見づらくて小さい図面で申し訳ございません。この図面のですね、ページ数が書いてあります左側が函館方向、右側が松前方向、元町側になります。ブルーで書いてありますが、今の現道の国道でありまして、小さく書いてますけども、中の川橋と書いてあります。今、おっしゃったとおり、上の方になりますカーブになっている部分が仮道、仮橋になります。海側になりますけども、函館方向に向かって右側になります。今、函館開発建設部で予定しております迂回路になります。迂回路につきましては、今、皆さんご存じだと思いますけど、函館建設部によりまして工事は発注されております。今、私どもが聞いているところでは12月の月上旬に迂回路を切り交わす予定になっております。それに合わせるような形で上下水道管を切り回す形で今、考えて北海道の方と契約を結んでおります。余談でありますけども、一応、迂回路の形ですけども、今年、今言ったとおり仮橋と前後の取付道路を行いまして旧橋の上部橋の撤去、そして上下水道の移設を行う予定で聞いております。来年につきまして、残りました下部橋、下部工の撤去及び残りの下部の部分を行う予定で聞いております。続きまして、R3年になりましたら新設部分の下部工と護岸工、R4年で上部工と橋面の工事と聞いております。そして最後、R5年で今の仮橋と取付道路を撤去して新しい橋と道路が出来る予定と聞いております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

そうしますと、工事的には我々一般住民の方に水道が止まるとか、下水道が使えないとかという、そういう心配はまず、考えなくてもいいということですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。一部分、本管の切り回し等は行う予定でありますので、一時的な断水、中の川方面の方々には一時的な断水が生じる可能性がありますけども、長期に断水することは、また下水道が使えなくなるということとはございません。

◎ 議長（伊藤政博）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会致します。

どうもご苦勞様でした。

（ 閉会 午後3時56分 ）